

令和4年度

法令研修資料

【地域教材】

東北運輸局岩手運輸支局 監修
(一社)岩手県自動車整備振興会 刊

目 次

1. 審査事務規程の一部改正等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～P 3
 - ・第39次改正、第42次改正、第43次改正

2. 自動車技術総合機構からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～P 8
 - ・不正改造車を排除する取り組みの実施結果
 - ・令和3年度の不当要求行為について

3. OBD 検査の導入に向けた事前準備について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9～P 13

4. 電子車検証に係るプレスリリースについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14～P 23
 - ・道路運送車両法施行規則等の改正について
 - ・車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

5. 点検整備作業時の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24～P 49
 - ・大型車の車輪脱落事故防止について
 - ・整備作業中における事故発生事例とその対策

6. 令和3年度整備事業者の処分一覧（東北運輸局管内）・・・・・・・・・・ P 50～52
 - ・指定整備事業者の処分状況一覧表
 - ・特定整備事業者の処分状況一覧表

7. 自動車特定整備制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 53～P 76

8. その他資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 77～P 81
 - ・自動車点検整備推進運動
 - ・重要なお知らせ！！タカタ製エアバッグリコールが未実施のお客様へ
 - ・重量税照会サービス

1. 審査事務規定の一部改正等について

令和3年8月31日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第39次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。
[7-42]
 - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
 - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD検査について
 - OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）

3. 施行日

令和3年8月31日

審査事務規程の一部改正について（第42次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
 - 自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができることとします。[6-13、7-13]
- ② 受検車両と書面の同一性確認の明確化について
 - ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
- ③ 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
- ④ 並行輸入自動車審査要領について [別添3]
 - 届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
- ⑤ 改造自動車審査要領について [別添4]
 - 届出様式の記載事項について明確化します。
- ⑥ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号、令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

3. 施行日

令和4年1月31日

（ただし、1. (1) ③、④及び⑤については令和4年3月31日まで従前規定とする経過措置を規定）

審査事務規程の一部改正について（第43次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110の2、7-110の2、8-110の2]
 - タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]
 - タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]
- ② 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

3. 施行日

令和4年3月29日

2. 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和4年7月27日

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和3年度）

[カスタムカーショーで33台の出展車両に文書による注意喚起]

[自動車用品店で17件の自動車部品・カー用品に注意喚起]

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動並びに自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでおります。

今般、令和3年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

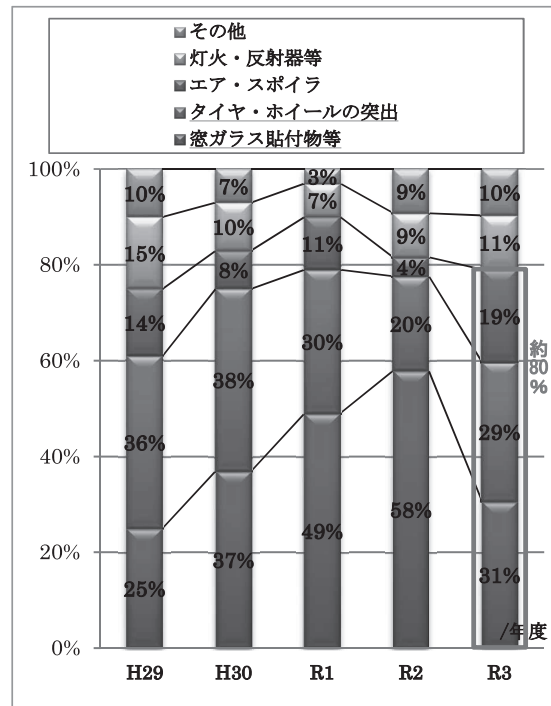
令和4年1月14日に開催されたカスタムカーショー（東京オートサロン）において、展示された車両を当機構の自動車検査官が確認を行いました。

その結果、公道走行ができない改造が施された展示専用車両であるにもかかわらず、公道走行ができるかと誤解を与える展示を行っていた出展者等に対しては、文書により注意喚起を行うとともに、「公道走行不可」等の明確な表示をお願いしました。

出展車両は712台（主催者発表）、表示が必要とされた車両は33台、保安基準不適合箇所は延べ62件あり、内訳としては、窓ガラスへの貼付物等とタイヤ・ホイールの突出及びエア・スポイラで全体の約80%を占めました。（グラフ参照）

この啓発活動も17年目を迎え、主催者及び出展者の方々の不正改造に対する理解が深まってきているところですが、今年度も引き続き主催者等との連携を深め、不正改造車の撲滅に向けて取り組んで参ります。

グラフ:装置別の不適合箇所数内訳



※タイヤ・ホイールの突出



※会場の様子

◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

令和3年7月から令和3年10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの13店舗に自動車機構の自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で17件(前年度23件)見受けられたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。(右表及びグラフ参照)

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は主に3種類あり、その中で最も多かったものは、「灯火・反射器関係」の6件でした。

継続的な取り組みの結果、自動車用品店及び用品メーカーの理解も深まってきており、長期的には減少傾向を維持しております。

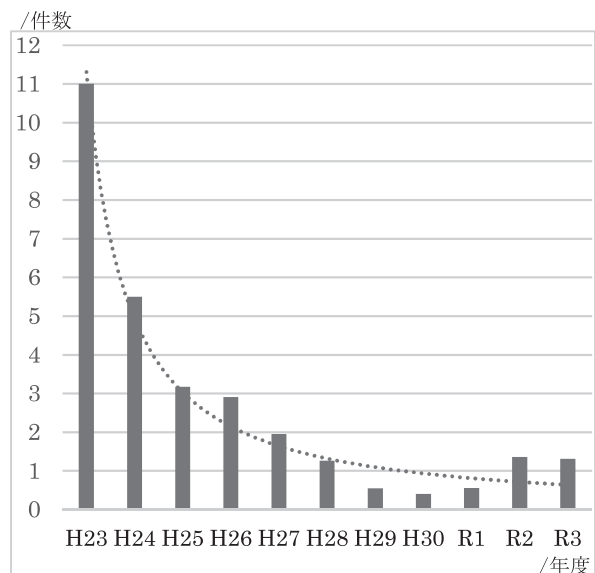
自動車機構では、今年度も引き続き関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。



表：保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の具体例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・灯火・反射器関係 (6件)	LEDを使用し点滅する灯火、赤色反射器について装着方法によって基準に適合しないおそれがある
・窓ガラス貼付物等 (5件)	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付する吸盤式スマホフォルダ、ドライブレコーダー又は窓ガラス用カーテンが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・操縦装置関係 (4件)	交換用シフトノブで、交換することによりシフトパターンの表示がなくなるおそれがある

グラフ：1店舗あたりの注意喚起件数



〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話03-5363-3441(代表)

FAX03-5363-3347



令和3年度の不当要求行為は70件発生

～機構職員に対する暴力行為は3件発生～

令和3年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたとお知らせいたします。

1. 全国93カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は70件でした。前年度より、1件（1.0%）微減しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、受検代行業者によるものが31件（44.3%）、ユーザー本人によるものが26件（37.1%）、整備事業者によるものが12件（17.1%）、その他が1件（1.4%）となっています。
3. 不当要求行為の内容別内訳は、脅迫・威圧行為が24件（34.3%）、説明強要が20件（28.6%）、合格強要が12件（17.1%）、時間外検査強要が5件（7.1%）、車両放置が4件（5.7%）、暴力行為が3件（4.3%）、その他が2件（2.9%）となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和3年度は3件の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っています。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は19件あり、その内訳は受検代行業者によるものが10件、ユーザー本人によるものが6件で、受検代行業者によるものが半数を占めております。
6. 今後とも引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

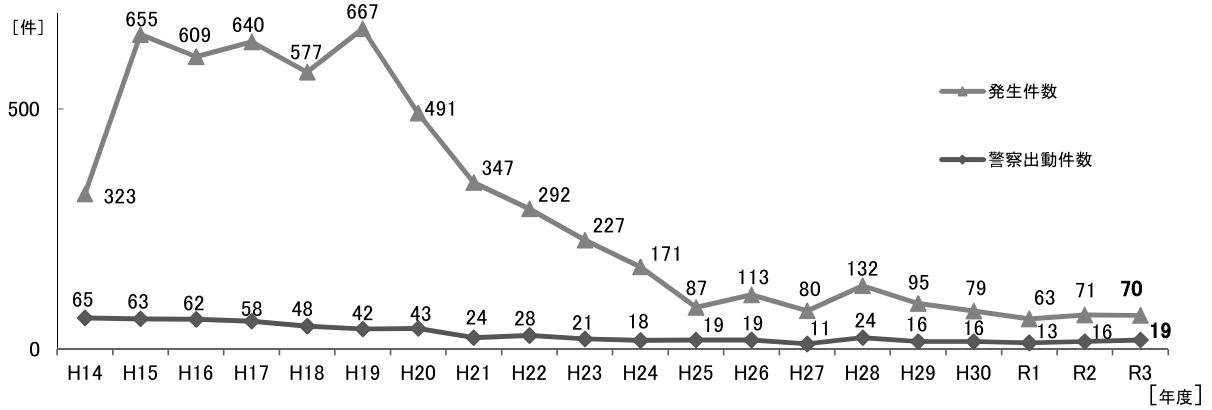
電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

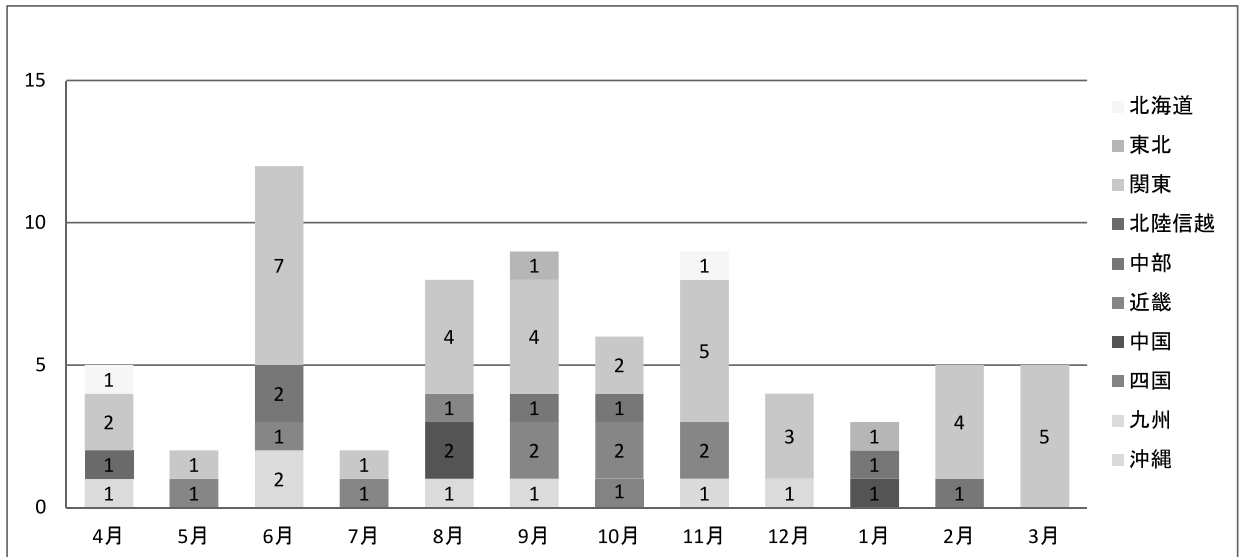
<http://www.naltec.go.jp>

自動車機構における不当要求行為の概要 平成14年度（14年7月1日から）～ 令和3年度（令和4年3月31日まで）

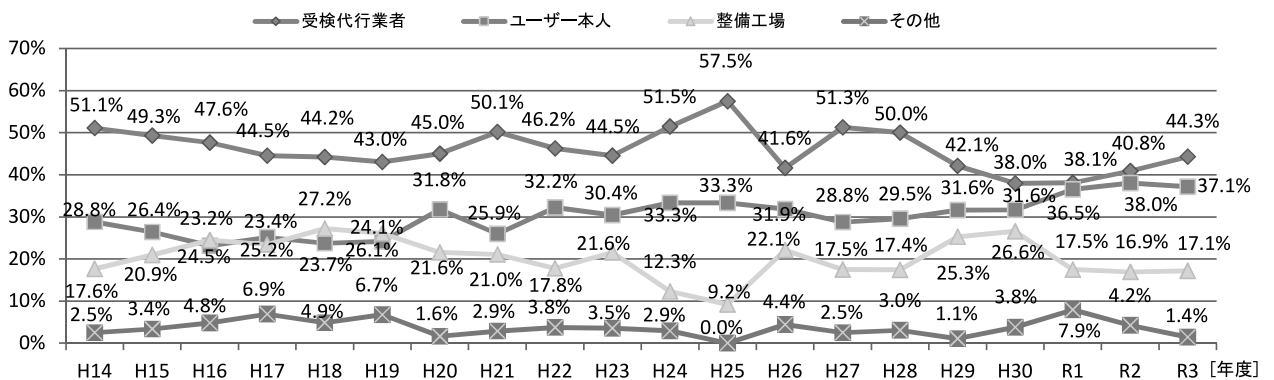
I. 不当要求行為の推移



II. 地域別の発生状況

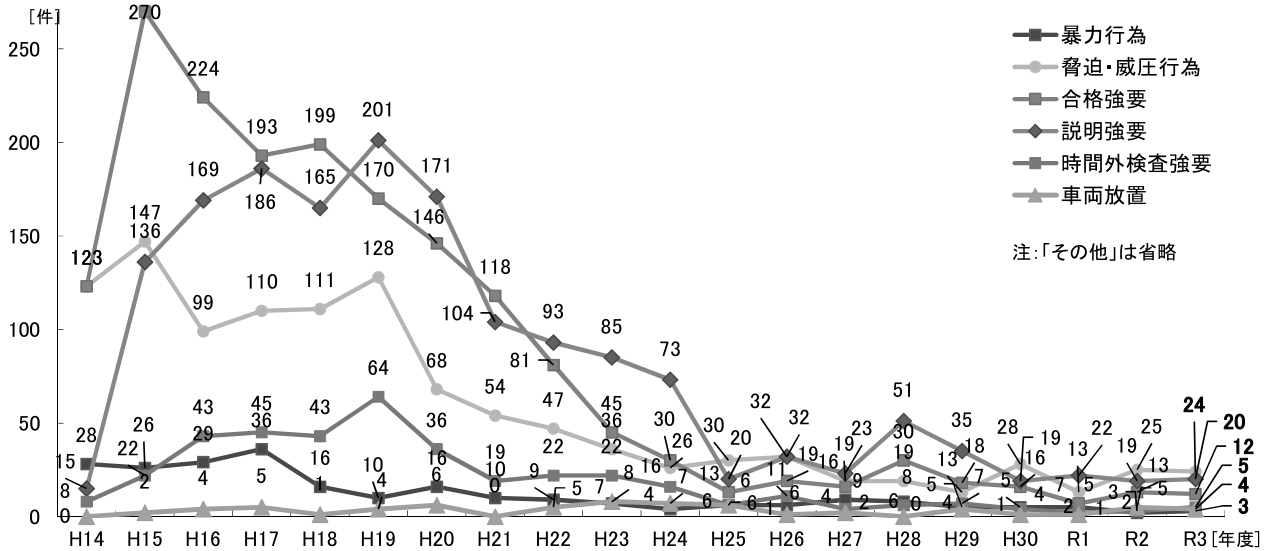


II-2. 不当要求行為の受検者別推移

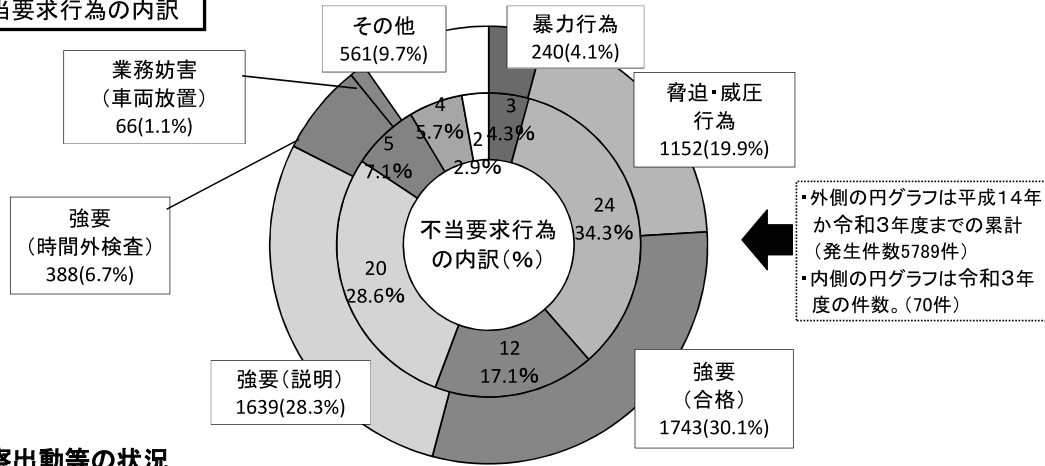


Ⅲ. 不当要求行為別の発生状況

不当要求行為内訳の推移

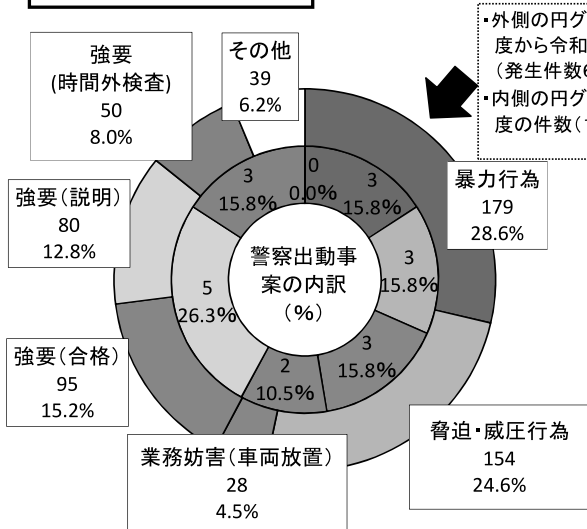


不当要求行為の内訳

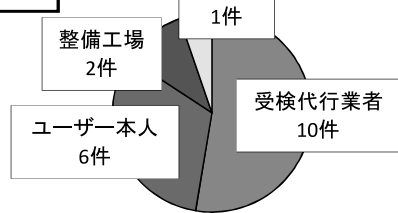


Ⅳ. 警察出動等の状況

警察出動事案の内訳



受検者



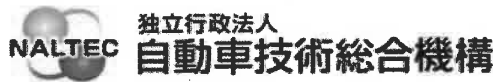
刑事事件の総数

()内は平成14年度から令和3年度までの累計で令和3年度分を含む

刑事事件	0件	(66)
逮捕者	0人	(38)
起訴	0人	(35)
刑事罰	懲役	0人 (6)
	禁固	0人 (1)
	罰金	0人 (28)
	計	0人 (34)

3. OBD 検査の導入に向けた事前準備について

OBD検査の導入に向けた事前準備について

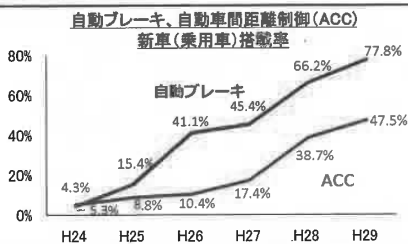


Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について(平成31年3月13日)より

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故等**につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要**。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ 前方監視用のカメラが曇っていた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ 自動ブレーキのレーダーセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

⇒ 現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

- EU**
 - 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
 - ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。
- 米国**
 - 33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。

記録された故障コード(DTC)は、スキャンツールを接続することにより読取可能。

OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー → 提出 → (独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。

車検時 → 特定DTCを検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象
2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

① 運転支援装置※2
アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

② 自動運転機能※2
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③ 排ガス関係装置

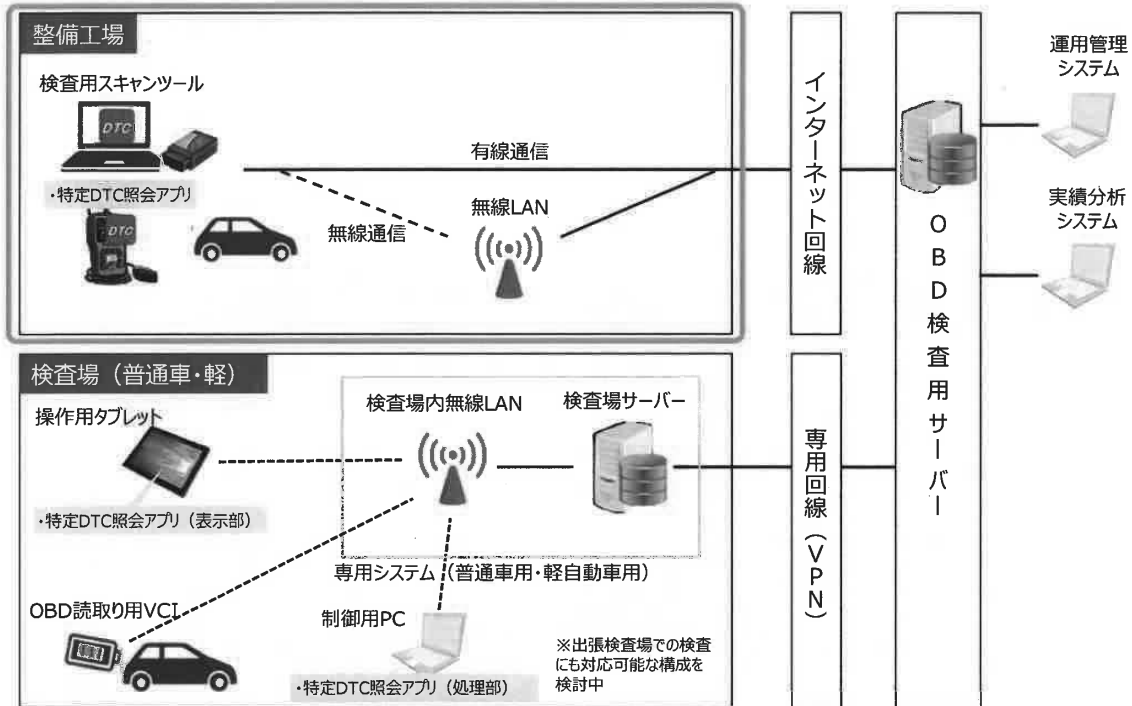
検査開始時期
2024年10月※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※2 保安基準に規定があるものに限る。
※3 輸入車は2025年10月

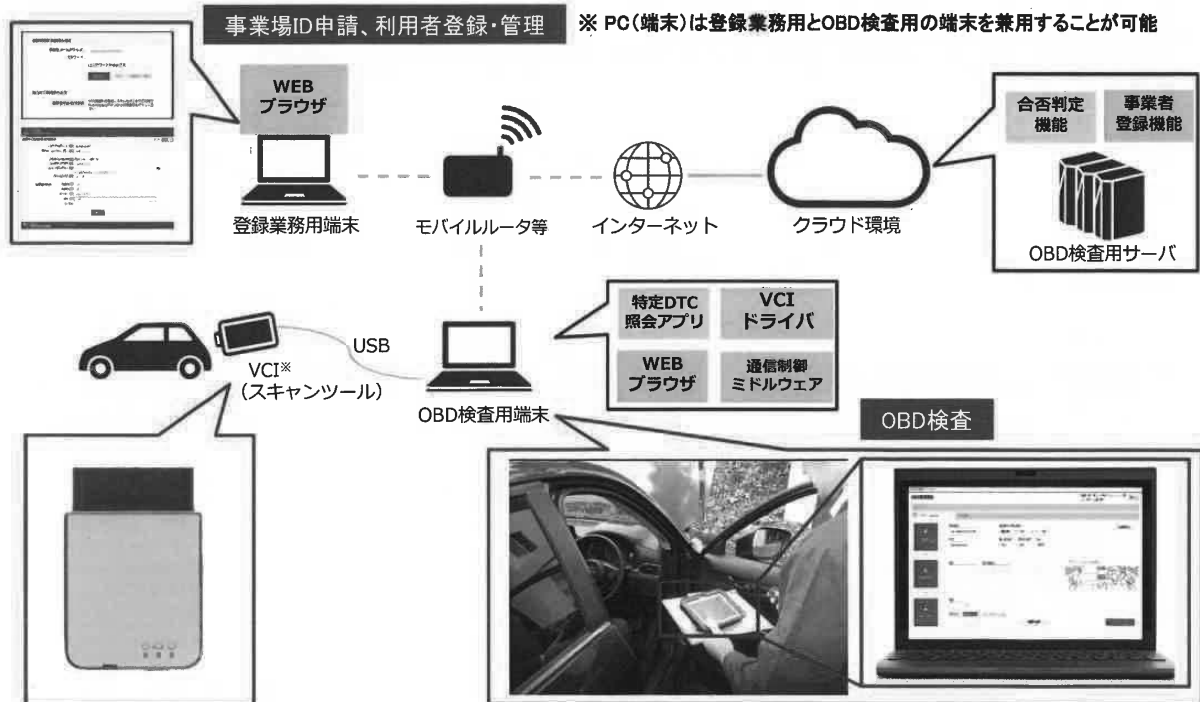
Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査の概要

<OBD検査システムの全体構成>



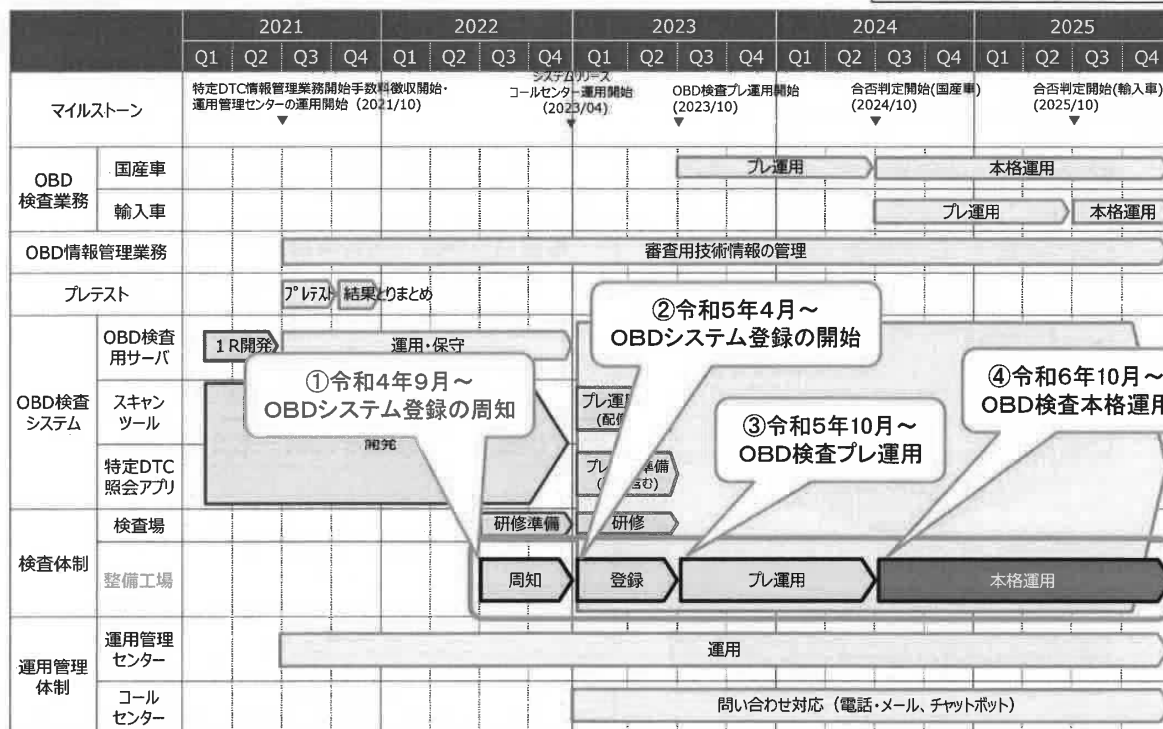
2. OBD検査のシステム構成



※パソコンと車両の間の通信を中継する装置。スキャンツールの一部。

3. OBD検査の導入スケジュール

【凡例】 : OBD検査に向けた準備業務
 : OBD検査の運用にかかる業務



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4

3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

OBD検査に必要な機器等の準備

インターネット環境

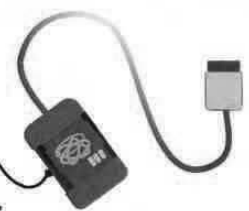
PC・タブレット

検査用スキャンツール

必要に応じて



※Windows10
※特定DTC照会アプリ



※車検証照会。手入力も可。



▲ICタグリーダー



▲QRコードリーダー

【参考】検査用スキャンツールの準備状況

- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器(検査用スキャンツール)を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領(通達)」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5

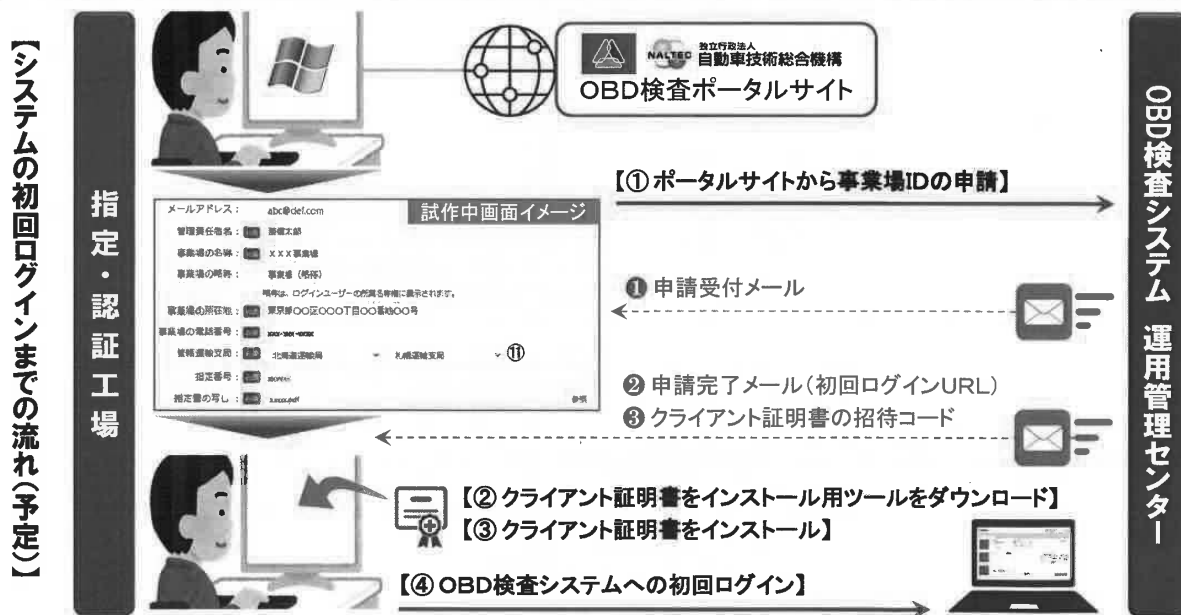
3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号(指定事業者の場合は指定番号)等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ(特定DTC照会アプリ)を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。



3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

○ 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するために、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。



4. OBD検査の導入に向けて

整備事業者の皆さまにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。
※ リリースが近くなりましたら、改めて正式なご案内をいたします。
2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。
3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。
4. 令和5年10月(予定)からOBD検査のプレ運用が可能です。
5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

4. 電子車検証に係るプレスリリースについて

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年5月20日
自動車局
自動車情報課・整備課

道路運送車両法施行規則等の改正について

～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～

電子化された自動車検査証(以下「電子車検証」という。)の券面記載事項やICタグの記録事項、記録等事務の委託手続等を定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令が本日公布されました。

1 背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号。以下「改正法」という。)により、令和5年1月から自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務(以下「特定記録等事務」という。)及び自動車検査証の変更記録に関する事務(以下「特定変更記録事務」という。)を国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託する制度(以下「記録等事務委託制度」という。)が創設されました。改正法の施行に伴い、電子車検証の記載事項等や記録等事務の委託手続等を定めました。【別紙1】

2 概要

(1) 電子車検証の記載事項等【別紙2～4】

電子車検証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載されます。一方、ICタグの記録事項は、自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等となります。ICタグの記録情報の書き換えのみの場合(継続検査等の申請がオンラインの場合に限る。)、運輸支局等へ出頭を不要とすることが可能になります。

※ 自動車検査証の電子化とあわせて、ICタグに記録された車検証情報をスマートフォンやパソコンで閲覧あるいはPDF等で出力できるよう、令和5年1月より「車検証閲覧アプリ」を提供します。「車検証閲覧アプリ」をインストールしたユーザーに対しては、自動車検査証の有効期間の更新時期をお知らせするサービス等を提供する予定です。

(2) 記録等事務の委託手続等【別紙5】

特定記録等事務等の委託を受けようとする者は、申請書等を運輸支局長等に提出すること、記録等事務代行者の要件、運輸支局長等から自動車検査証への記録等に必要事項の通知、通知を受けた記録等事務代行者が講じる措置等を規定しています。

3 スケジュール

公布：令和4年5月20日(金)

施行：令和4年5月23日(月)(記録等事務の委託申請受付開始)

令和5年1月1日(日)(自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係)

【問い合わせ先】

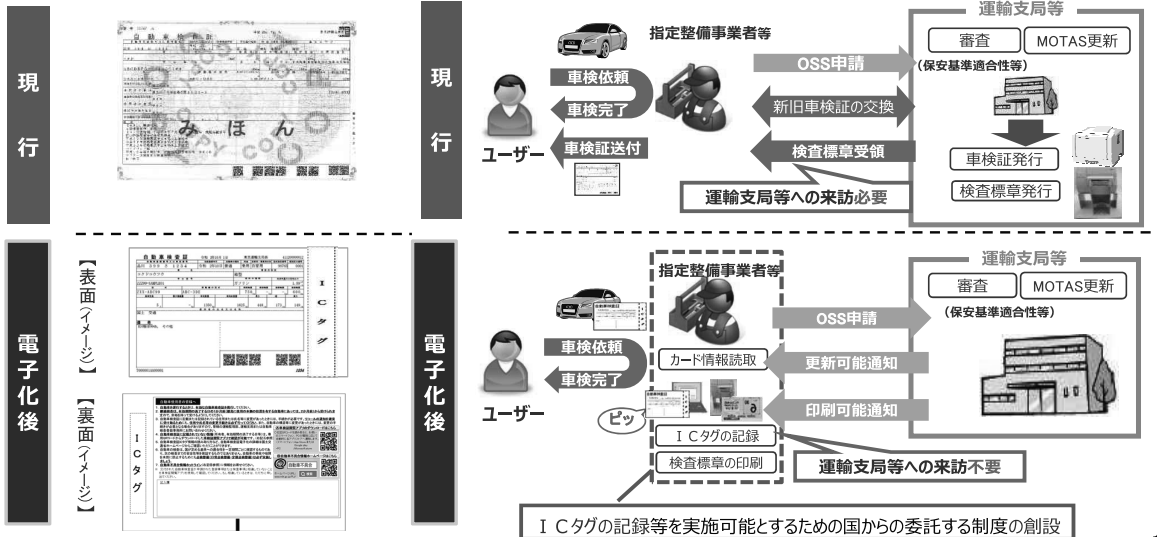
- 自動車検査証の記載事項及び特定記録等事務(継続検査)の委託について
国土交通省自動車局整備課 姉川、野村 03-5253-8111(内線 42424)
- 特定変更記録事務(変更登録)の委託について
国土交通省自動車局自動車情報課 道祖土、高橋、林 03-5253-8111(内線 42114)

【別紙1】電子車検証・記録等事務委託制度

- 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和6年1月より導入予定。
- これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

1. 自動車検査証のICカード化

2. ICタグの記録等事務の委託



【別紙2】電子車検証の仕様

自動車検査証		令和 2年10月 1日	東京運輸支局長	411200000012
品川	399 さ	1234	普通	乗用 自家用
98765	0001	車体の形状		
コクドコウツウ	箱型			
ZZZ99-SAMPLE01	ガソリン			
ZXX-ABC99	ABC-3DE	750	600	600
5	1350	1625	448	173
国土 交通				
備考 H10騒音99db, その他				
T000001AA00001				

ICタグ

【台紙】
寸法：縦105mm、横177.8mm (7インチ)
紙厚：150µm (四六判110kg)

【ICタグ】
通信規格：ISO/IEC14443 TypeA

ICタグ

自動車使用者の注意

- 1 自動車を使用するときは、有効な自動車検査証を提示してください。
- 2 継続検査は、有効期間の満了する日の1か月前(属日に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から受けられま
- 3 自動車検査証に記録または記録されている住所または氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。リコールの通知を確実に受け取るためにも、住所や氏名等の変更手続きは必ず行ってください。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要な場合があります。車検の適格性確認、車検受検または車検申請（自動車検査証の更新）については、指定整備事業者等にお問い合せください。
- 4 自動車検査証に記録されている情報（車検の有効期間の満了する日等）は、車検センターのICタグリーダーから読み取ることができ、ICタグの記録等が実施される場合があります。（右記の注意事項を参照してください）
- 5 自動車検査証ICタグ情報の読み取り方法など、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご覧いただけます。
- 6 自動車の検査は、国が定める基準への適合性を一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。自動車の事故や故障を発生させることによる危害を負担する責任は、自動車検査証の更新を申請する者（自動車検査証の更新申請者）にあります。
- 7 自動車不具合情報タグ（右記の注意事項）に情報をお寄せください。
- 8 交付された自動車検査証が申請された登録事項または検査事項と相違していないことを車検センターアプリを使用して確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

ICタグ

記入欄

【別紙3】自動車検査証の券面記載事項とICタグ記録事項

＜券面記載事項＞

- 自動車登録番号／車両番号
- 車名・型式
- 車体の形状
- 自家用・事業用の別
- 軸重（前前・前後・後前・後後）
- 車台番号
- 型式
- 原動機の型式
- 用途
- 初度登録年月／初度検査年月
- 交付年月日
- 自動車の種別
- 燃料の種類
- 乗車定員／最大積載量
- 車両識別符号（車両ID）※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与
- 使用者の氏名又は名称
- 長さ／幅／高さ
- 総排気量又は定格出力
- 車両重量／車両総重量

備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- 牽引重量又は第五輪荷重
- 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨
- 保安基準の緩和をした自動車である旨
- 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨
- 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨
- 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量
- 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨
- 牽引自動車である旨
- 被牽引自動車である旨
- 保安上の技術基準についての制限の内容（乗車定員等の制限）
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨
- タンク自動車の積載物品名
- タンク自動車の積載物品名
- 青色防犯灯を備える自動車である旨
- 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨

現行の車検証情報はICタグに全て記録
汎用のカードリーダーで読取可能（読取機能付きスマートフォンにも対応）

＜券面非表示事項（ICタグのみ）＞

- 自動車検査証の有効期間
- 所有者の氏名・住所
- 使用者の住所
- 使用の本拠の位置

備考欄情報

- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

3

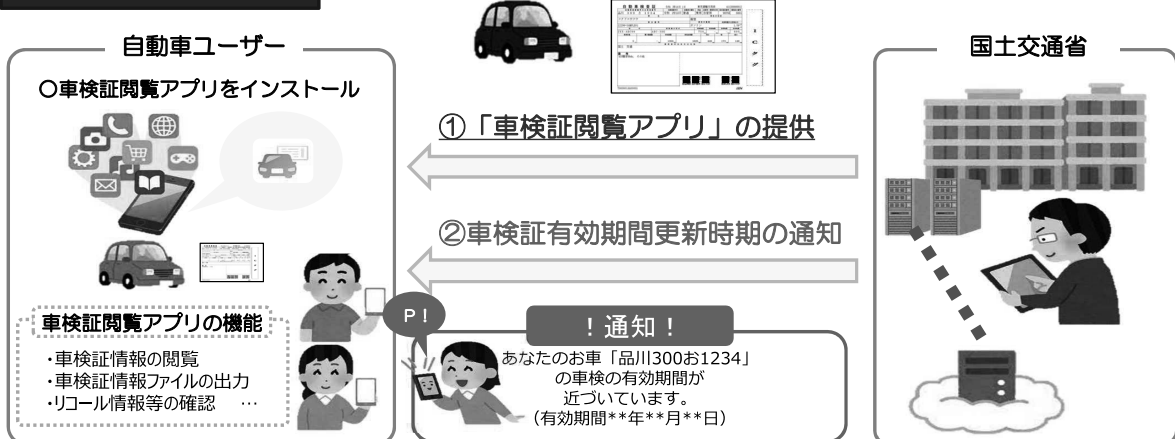
【別紙4】車検証閲覧アプリの概要

- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力（PDF等）や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザーには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月～	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

サービスの概要



4

1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務（改正法第74条の5）	特定変更記録事務（改正法第74条の6）
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所）)
(2)申請方式	電子申請（OSS申請）	（窓口申請は対象外）

2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

(1) 申請先：運輸監理部長又は運輸支局長（軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会）

(2) 委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録事務責任者の選任 等

③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ（市販レーザープリンタ又はインクジェットプリンタ（純正顔料インク））、個人を認証するもの（マイナンバーカード又はgbizID）、ICカードリーダー・ライター、セキュリティ対策、盗難防止措置 等

(3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等

令和4年8月19日
自動車局自動車情報課

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について ～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に取り出す「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「電子車検証特設サイト」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法を掲載

●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3. 「電子車検証特設サイト」の URL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



4. 参考

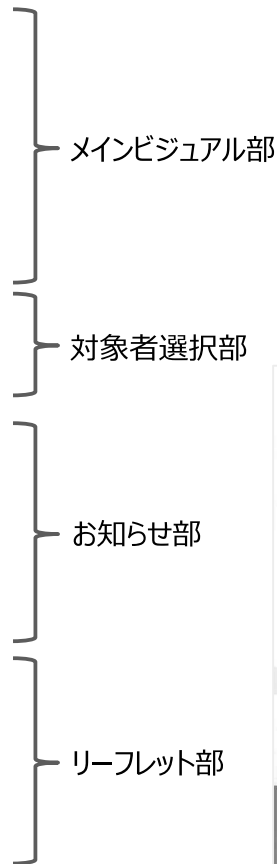
車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111（内線 42115）
直通：03-5253-8588 FAX:03-5253-1639

トップページ(※PCのイメージ)



スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

メインビジュアル部の画面遷移



自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



- 電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

② 記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



- 閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC : Windows 10 バージョン21H1, 21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン : iOS 14,15, Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要な書類については下記記録等事務代行ポータルのリンクよりご確認ください。

- 1 委託申請
- 2 承認
- 3 アプリダウンロード
- 4 利用開始

記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。

開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録等事務の委託を行うには、令和5年1月以降に交付される電子車検証が必要となります。

※令和5年1月以降運輸支局長等において、新車検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、従来「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。

また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。

紙の申請より便利となりますので、オンライン申請を是非ご利用下さい。

なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかかりますので、ご理解ください。

[記録等事務委託制度について](#)

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

[記録等事務代行者一覧\(PDF\)](#)

記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査履歴等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC：Windows10、Windows11
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> 車検証情報の更新 自動車検査証記録事項帳票、検査履歴等の印刷・発行 (車検証情報の更新にはICカードライターが必要で、また、印刷にはプリンターが必要です。)

利用の流れ



3

周知用リーフレット(表面)

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる!



A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要



電子車検証特設サイト



<https://www.densishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

周知用リーフレット(裏面)

電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

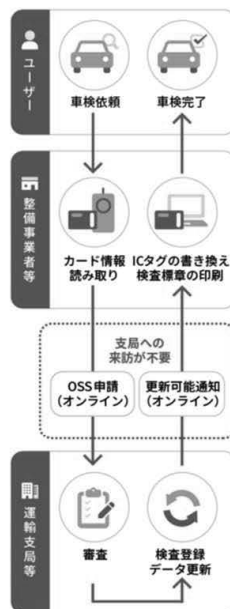
車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

5. 点検整備作業時の注意事項について

大型車の車輪脱落事故防止について

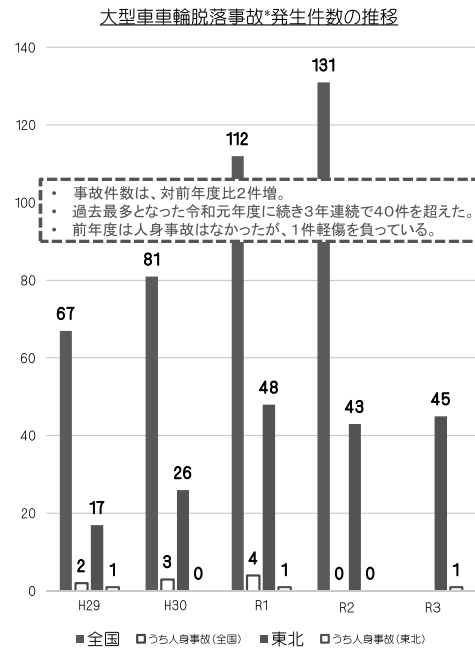
令和4年9月
東北運輸局自動車技術安全部



掲載事項

1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）
2. タイヤ交換作業等の実態調査結果
（大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG）
3. 事故発生メカニズム（推定）
4. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）
5. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

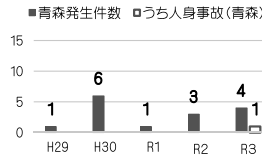
1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）①



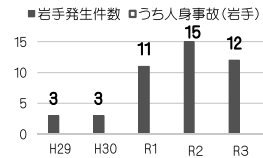
・ 事故件数は、対前年度比2件増。
 ・ 過去最多となった令和元年度に続き3年連続で40件を超えた。
 ・ 前年度は人身事故はなかったが、1件軽傷を負っている。

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

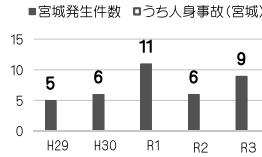
青森



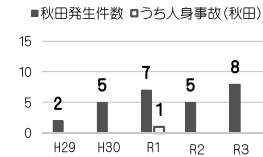
岩手



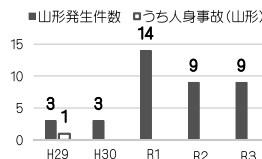
宮城



秋田



山形



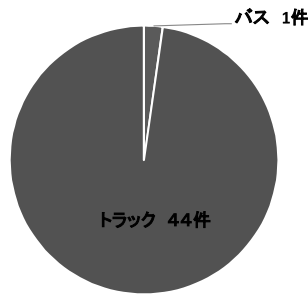
福島



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

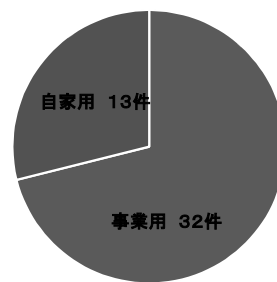
1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）②

業態別(大型バス・大型トラック)



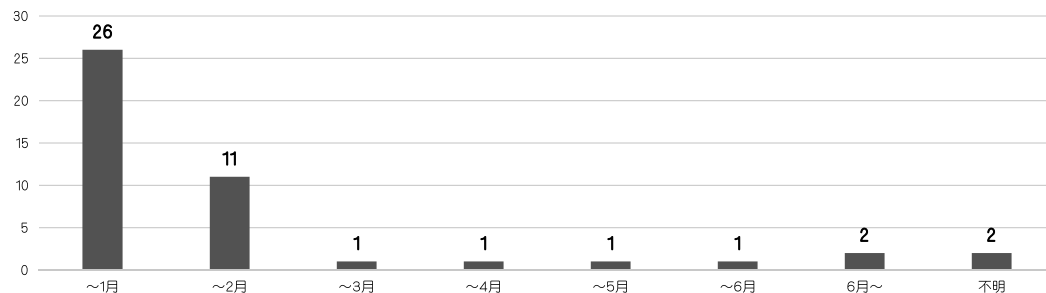
・前年度はトラックのみの発生だったが令和3年度はバスでも1件発生。

事業用・自家用別

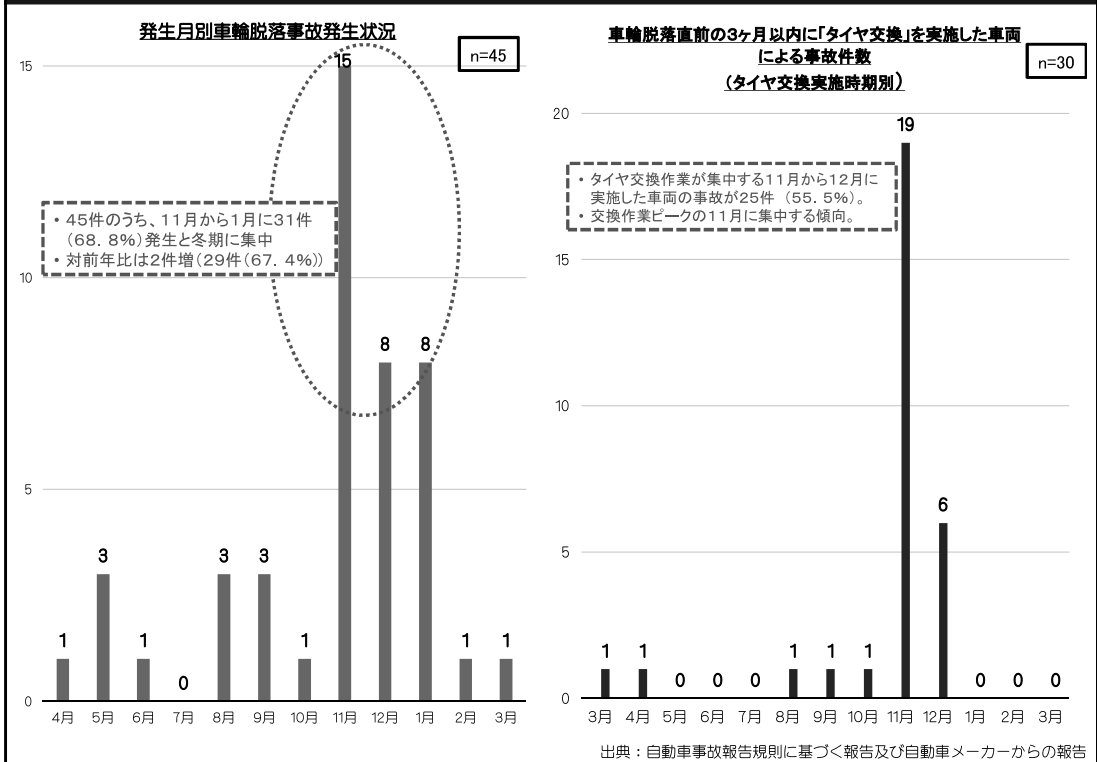


・対前年度比は事業用4件増、自家用3件減、自家用にはバスの発生もある。

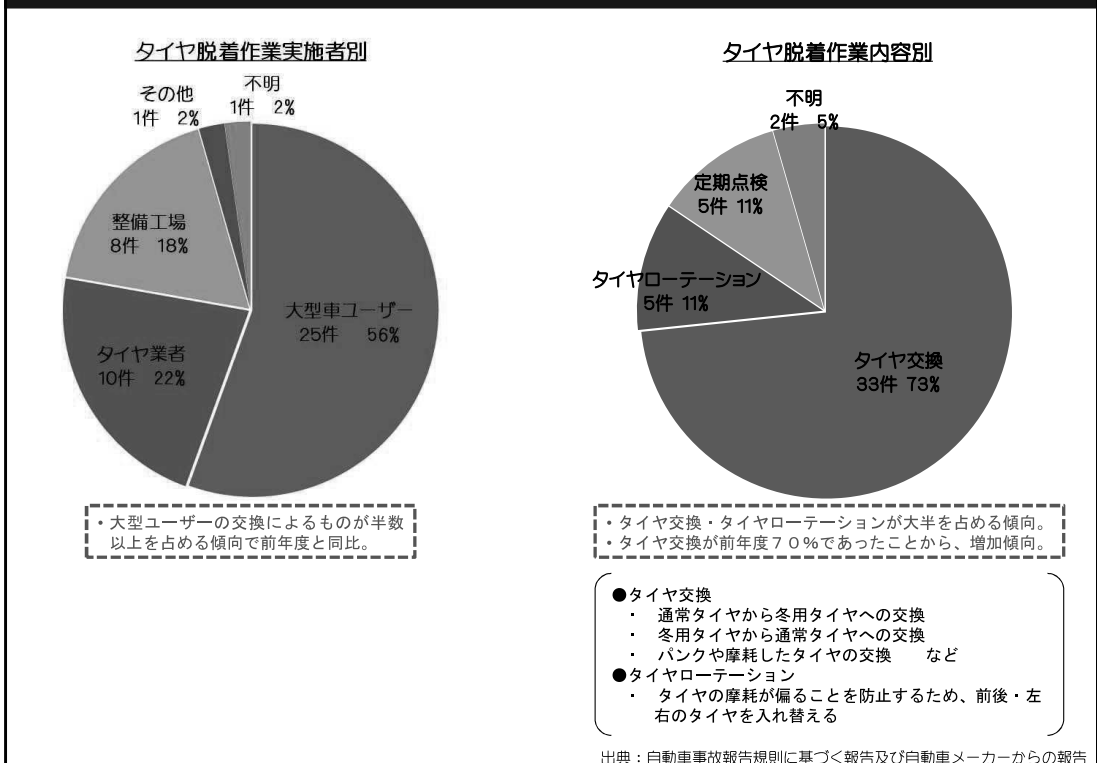
車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数



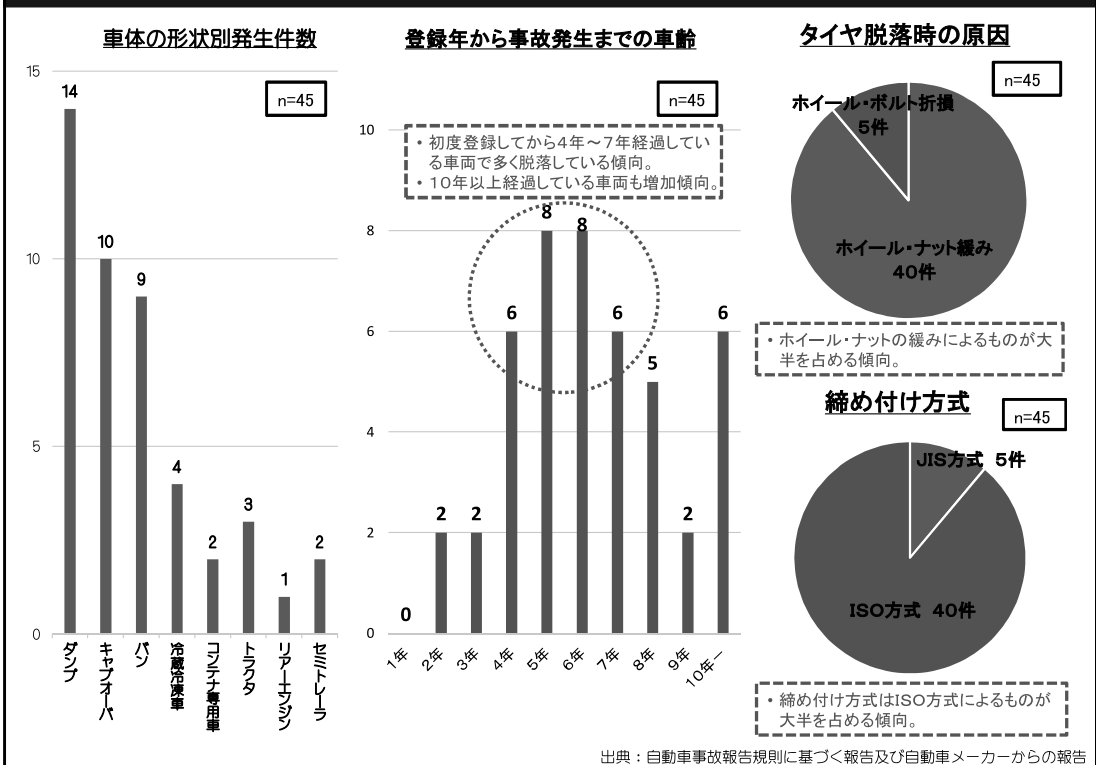
1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）③



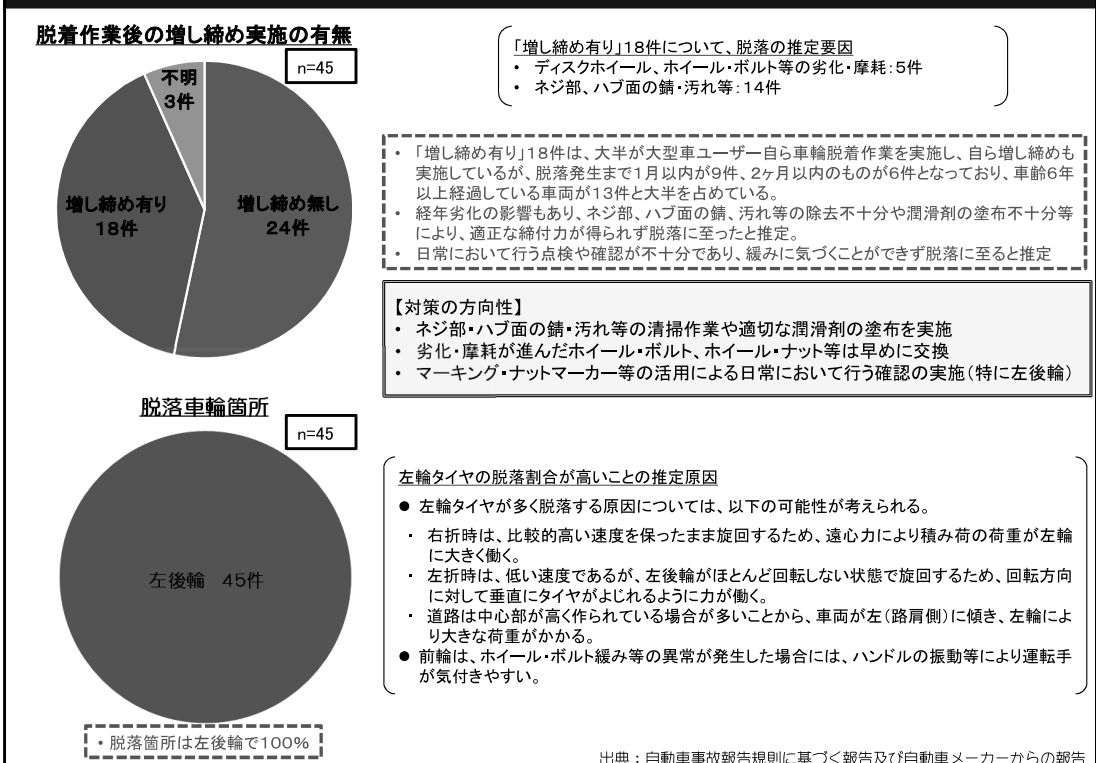
1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）④



1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）⑤



1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）⑥



2. タイヤ交換作業等の実態調査結果 (大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG)

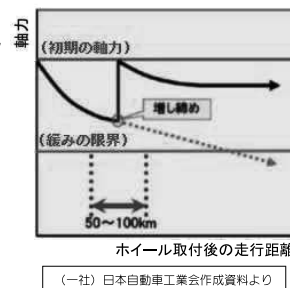
- ◎車輪脱落事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施し、車輪脱落事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、次の傾向が見られた。
- ▶ 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者（タイヤ交換業者、整備工場）でのタイヤ交換が多い。
 - ▶ タイヤ交換時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
 - ▶ タイヤ交換時は、いずれの事業者の場合でも規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けていない実態が多い。
 - ▶ 増し締めを実施していない割合は、事故未発生事業者の方は低いものの緩みがあれば実施している割合が高い。
 - ▶ 増し締め時は、事故未発生事業者の方が規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けている実態が多い。

出典：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG－車輪脱落事故防止対策の方向性－中間とりまとめ
概要版：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan_abst.pdf
詳細版：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan.pdf>

3. 事故発生メカニズム (推定)

◎ホイール・ボルト折損、ホイール・ナット脱落により車輪が脱落

- ①ボルト・ナットに錆や傷がある場合や、エンジンオイルを塗布しない場合には、規定トルクで締付けても必要な軸力（締結力）が得られない場合があり、初期なじみの影響等で、軸力が徐々に低下し、ホイールナットの緩みが発生 【予兆】
- ②ホイール・ディスクのがたつきが発生
- ③ホイール・ナットに過度な負荷が生じ、ボルト折損やナット脱落発生
- ④このため、ホイール・ディスクが車軸と保持できなくなり、車輪脱落が発生

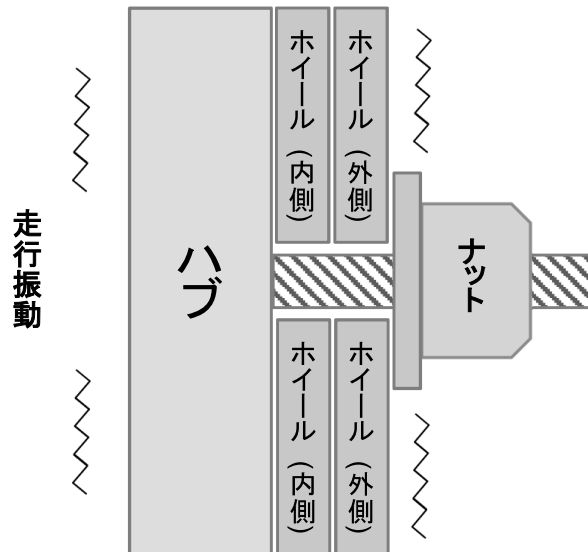


注：本推定メカニズムは、実験等での検証は行われておりません。

3. 事故発生メカニズム（推定）

(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

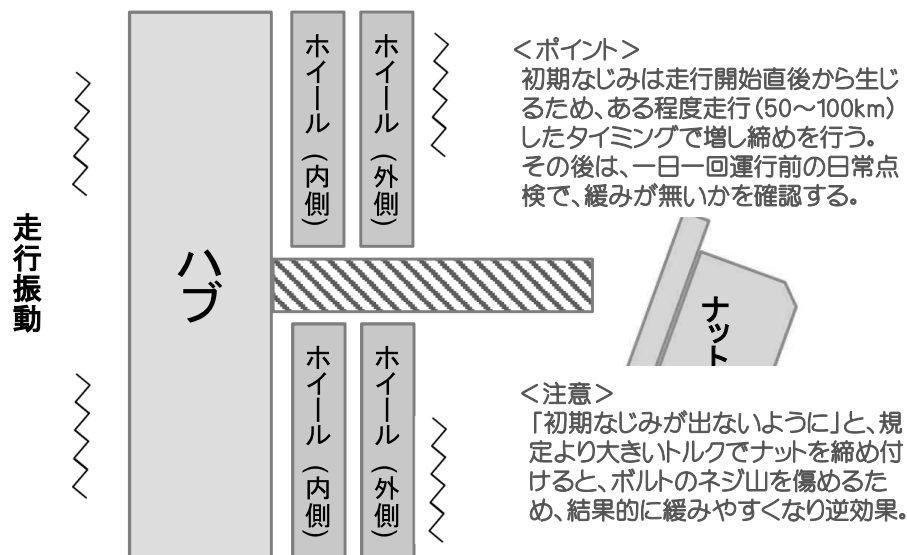
①ホイール脱着作業の後、しばらく走行すると「初期なじみ」が生じる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

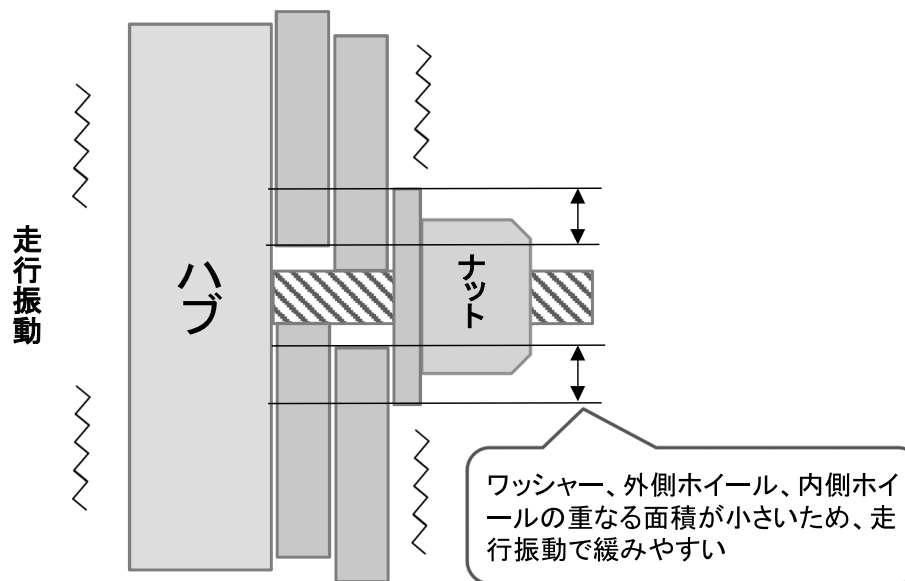
(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

②そのまま走行していると徐々に緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



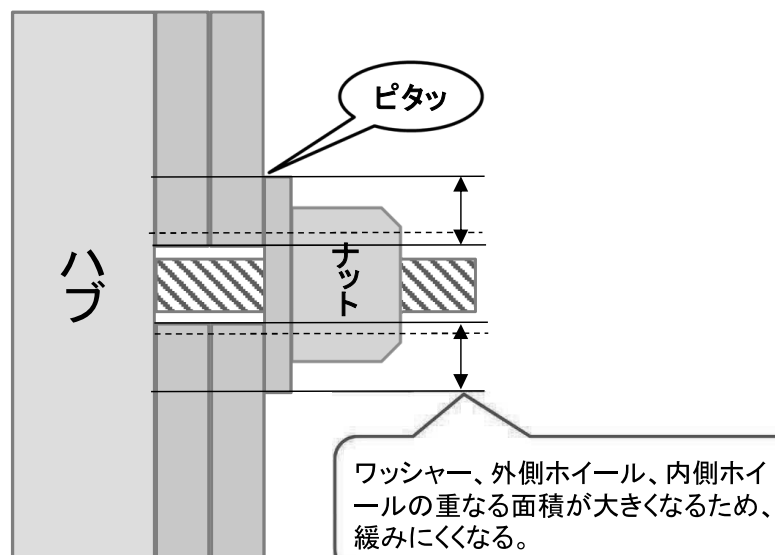
3. 事故発生メカニズム（推定）

(2)ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



3. 事故発生メカニズム（推定）

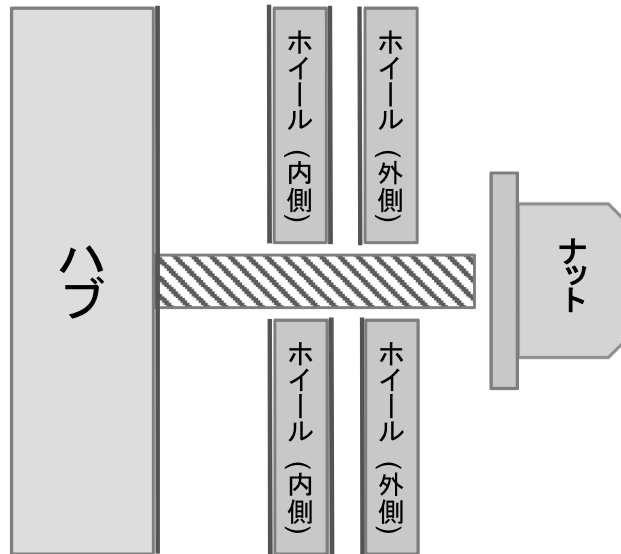
(2)ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

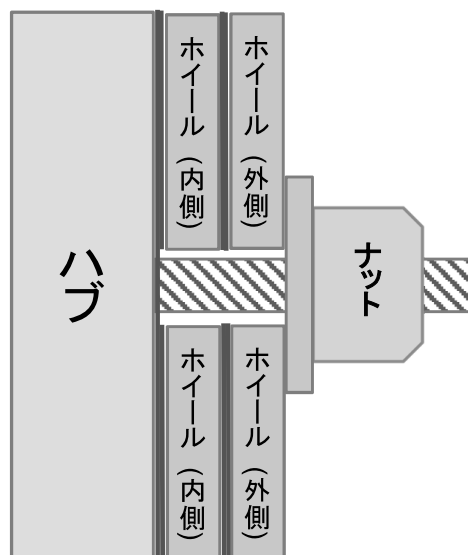
①各当たり面の錆や泥等を清掃しないまま組み付けると・・・。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

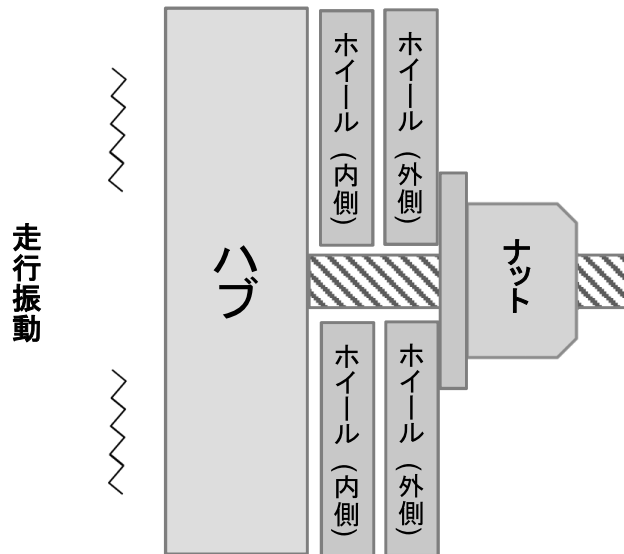
②当たり面の間に錆等の層が挟まれた状態で締め付けられる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

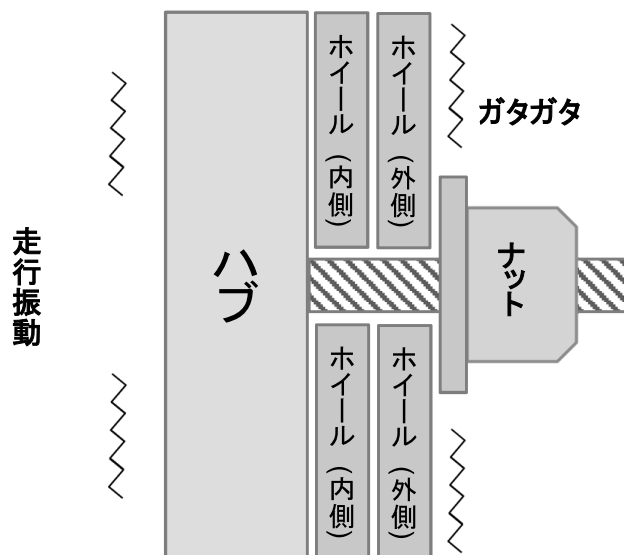
③ 走行振動により錆等の層が脱落する。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

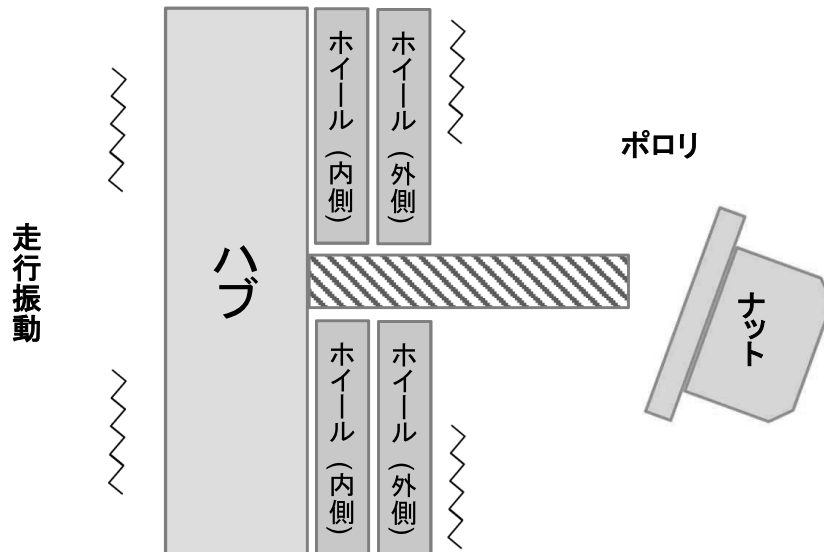
④ すき間ができることによりナットの締結力が低下し、走行の振動により緩みが生じる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

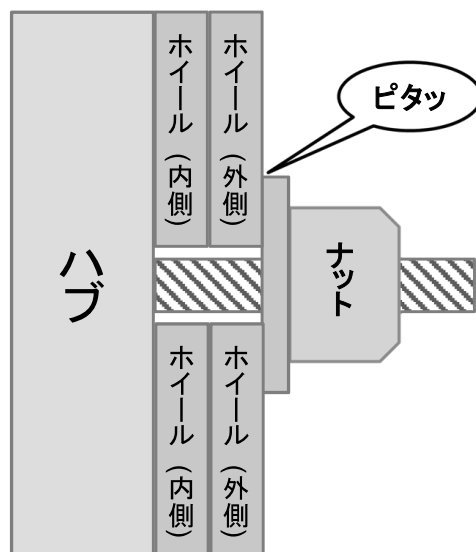
⑤ 緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

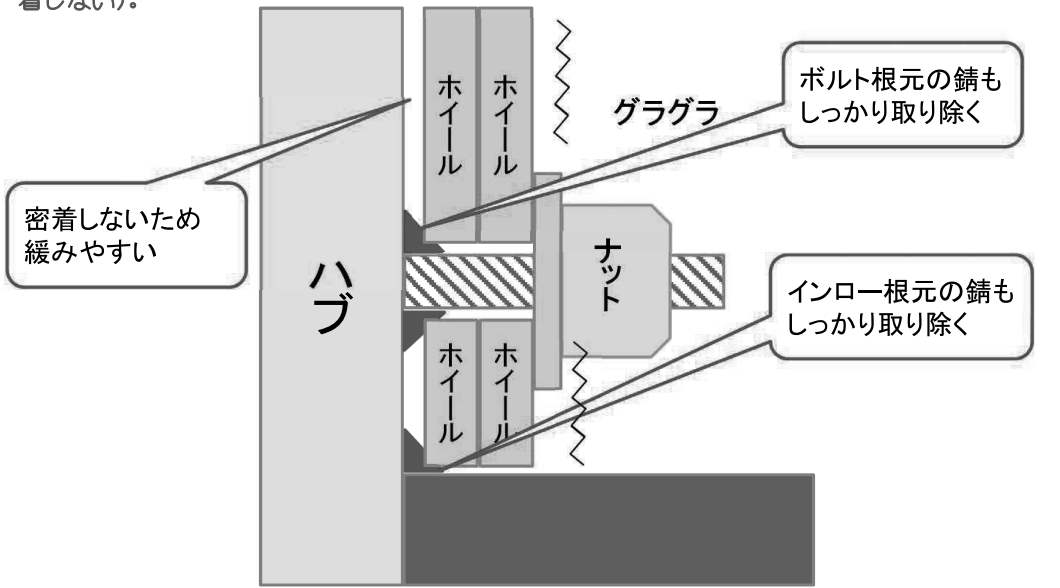
(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

防ぐためには → 当たり面の錆、泥、汚れ等をしっかり落としてから組み付ける。



3. 事故発生メカニズム（推定）

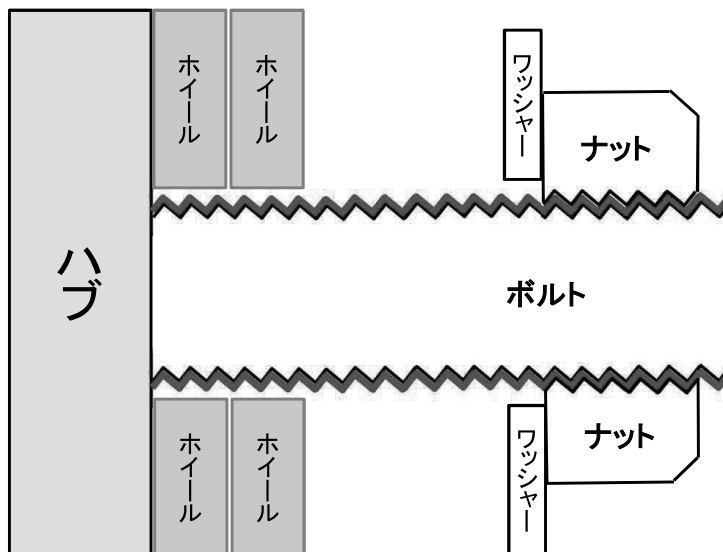
(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生
ボルトや、ハブはめ合い部(インロー部)根元の錆にも注意(錆が挟まり、ホイールとハブが密着しない)。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

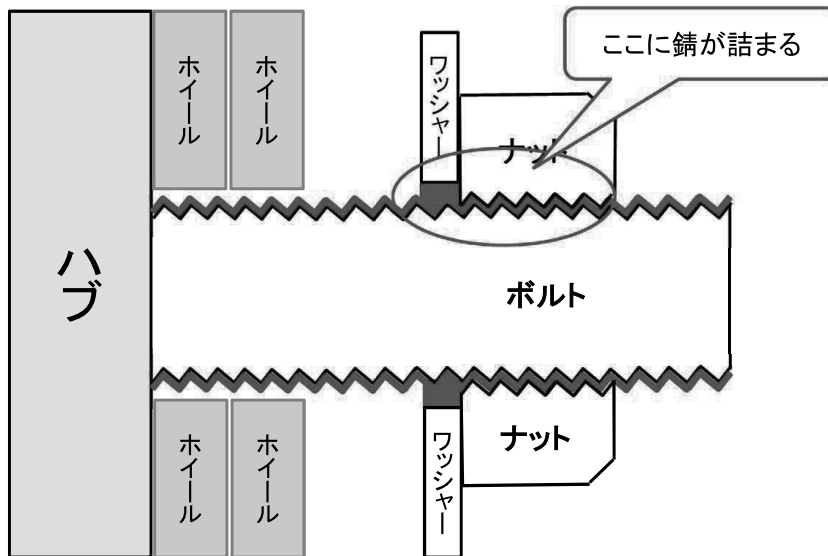
①ボルト、ナットの錆びを落とさないまま締め付けると・・・。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

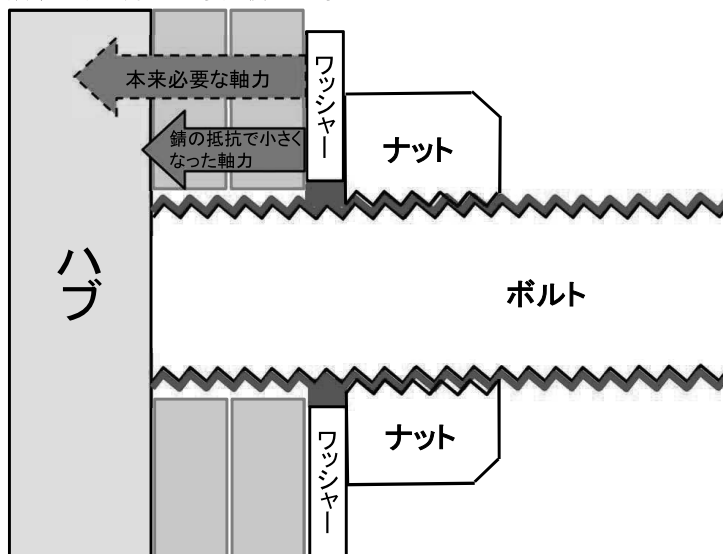
② ナットが進むにつれ、削れた錆がネジ山に詰まっていく。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

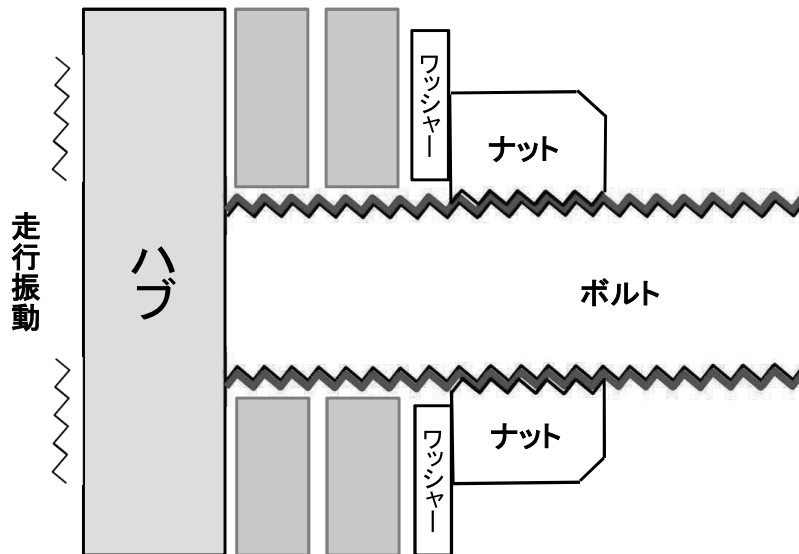
③ ネジ山に詰まった錆が締め付けの抵抗となり、規定トルクで締め付けても、本来必要な軸力（締結力）が得られない状態となる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

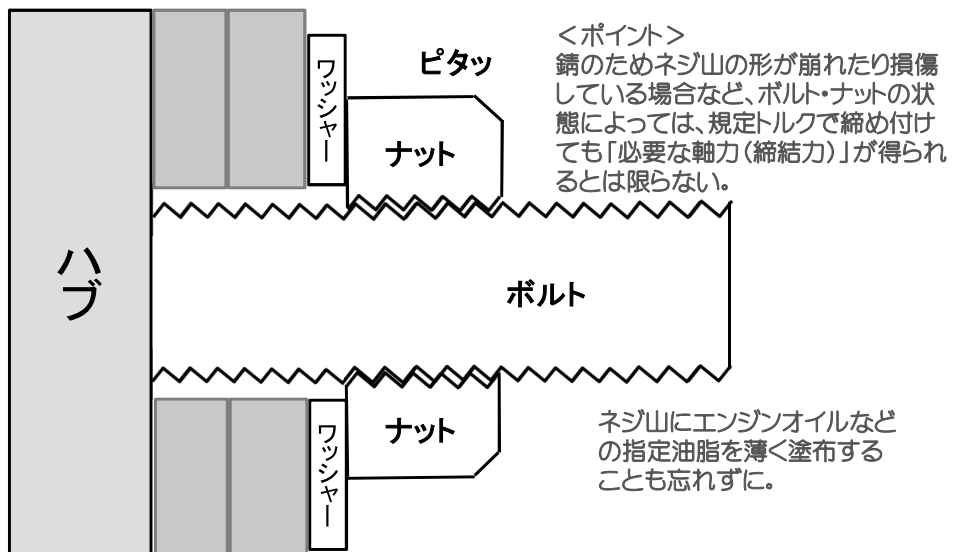
④ 走行振動で緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

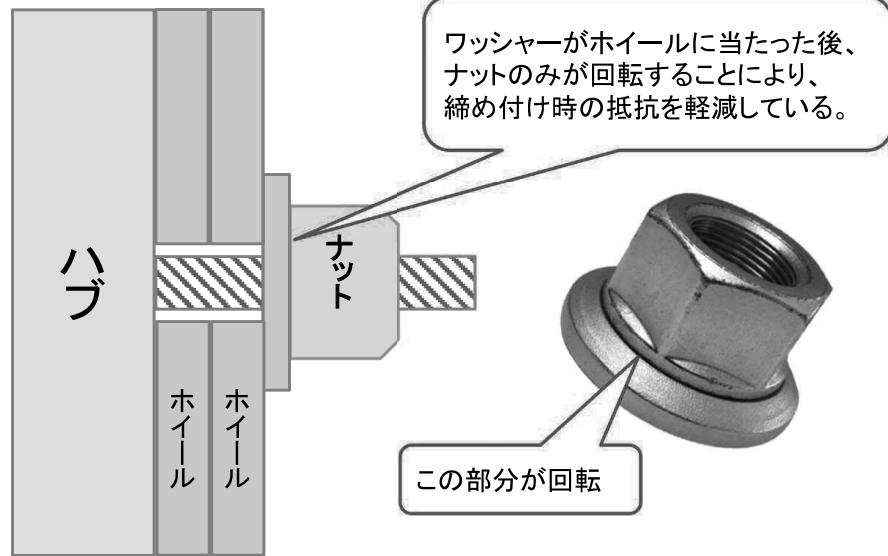
防ぐためには → ボルト、ナットが錆びている場合、錆を落としてから締め付ける。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

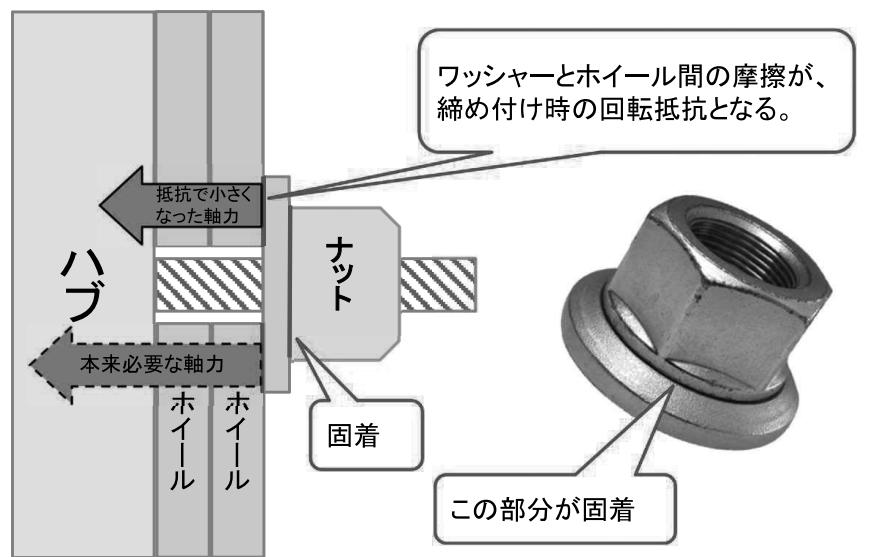
①ISO方式のナットワッシャーには、スムーズに回ることによって締め付け時の回転抵抗を軽減する機能がある。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

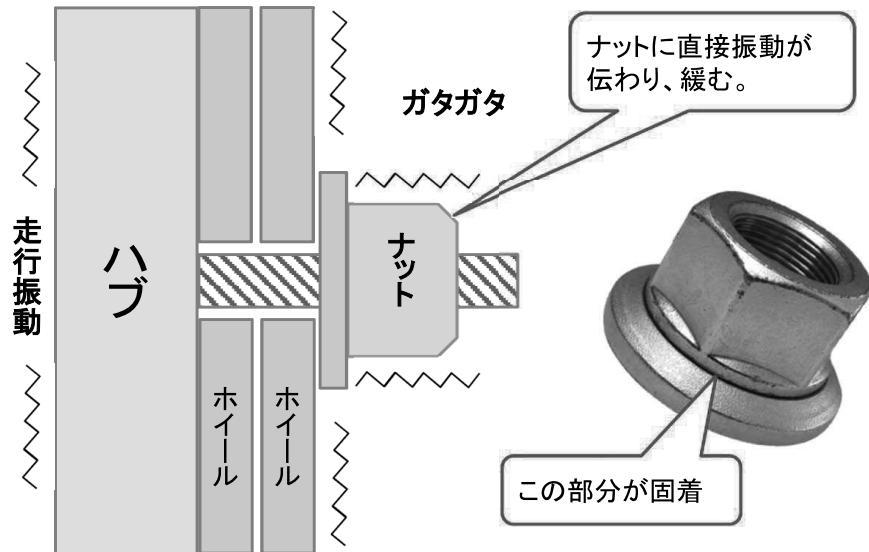
②ナット-ワッシャー間が錆等によりスムーズに回らないと、締め付け時の回転抵抗が大きくなるため、規定トルクで締め付けても、必要な軸力(締結力)を得られない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

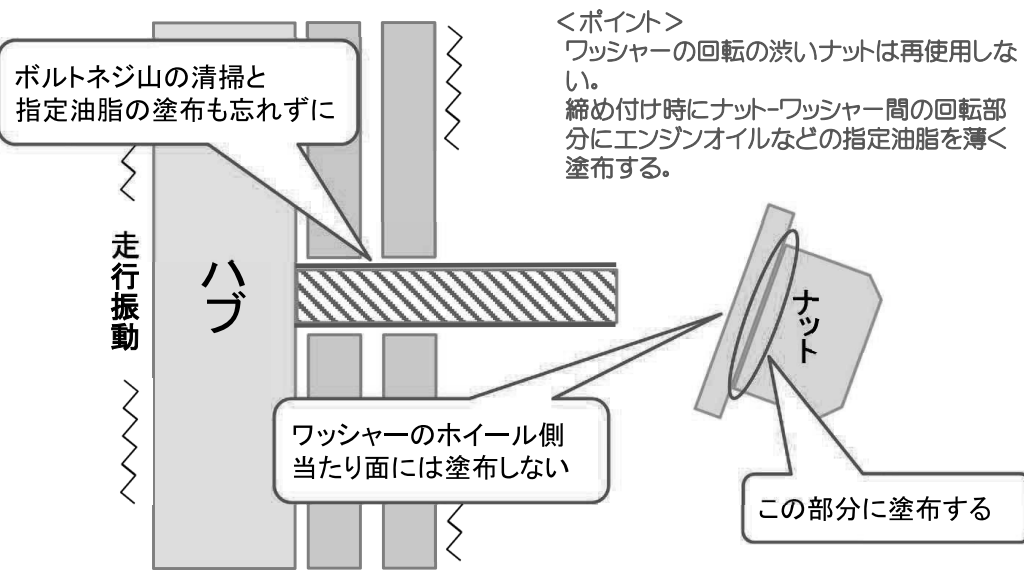
③軸力(締結力)が小さく、また、走行振動がナットに直接伝わるため、ナットが緩みやすい。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

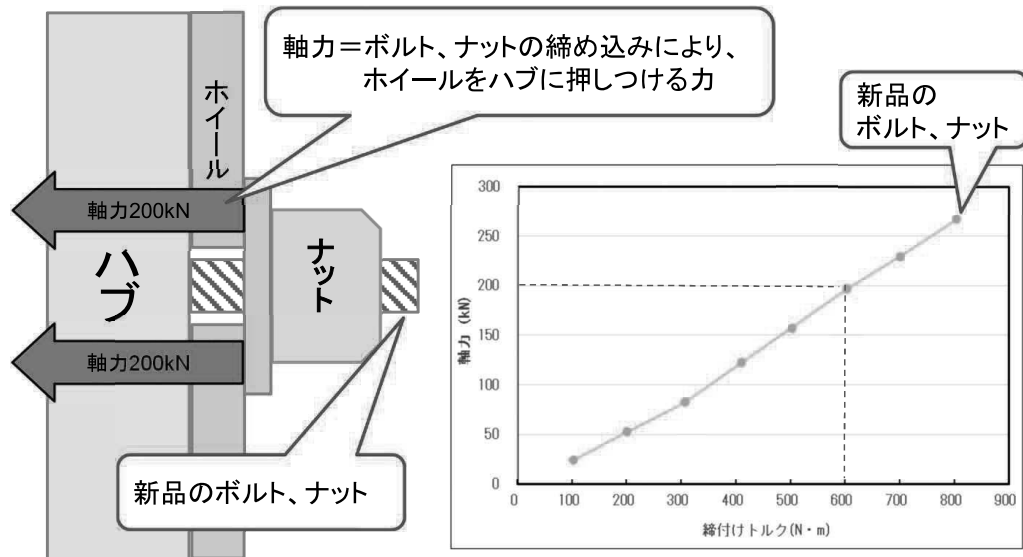
③緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

①新品のボルト、ナットを使用し、トルク600N・mで締め付けると、軸力は約200kNまで上がる。

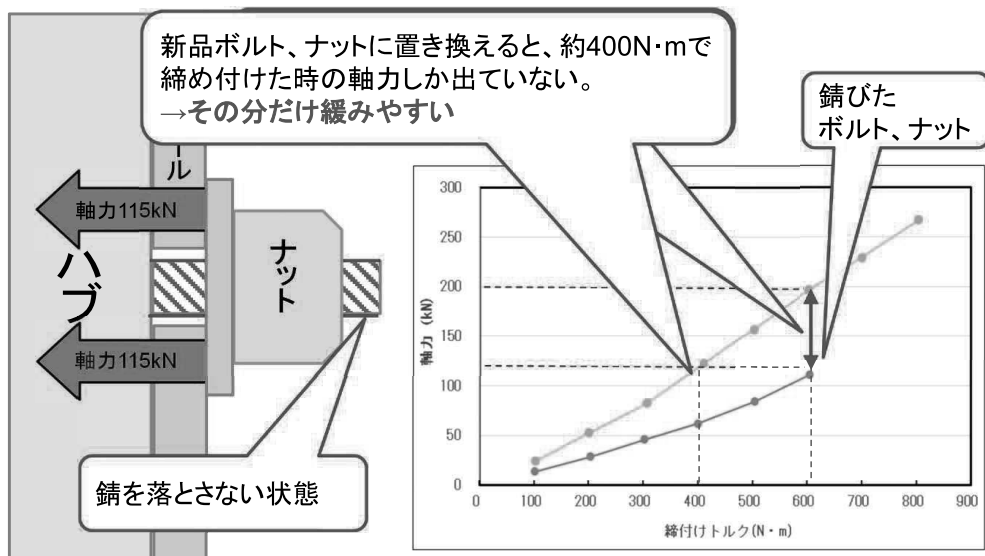


「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

3. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

②錆を落とさないままのボルト、ナットを使用した場合、トルク600N・mで締め付けても、錆の抵抗により軸力は約115kNまでしか上がらない。

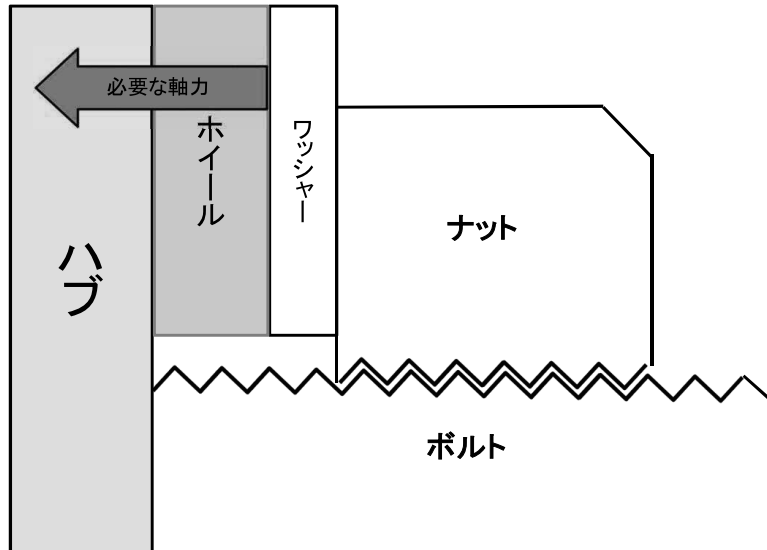


「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

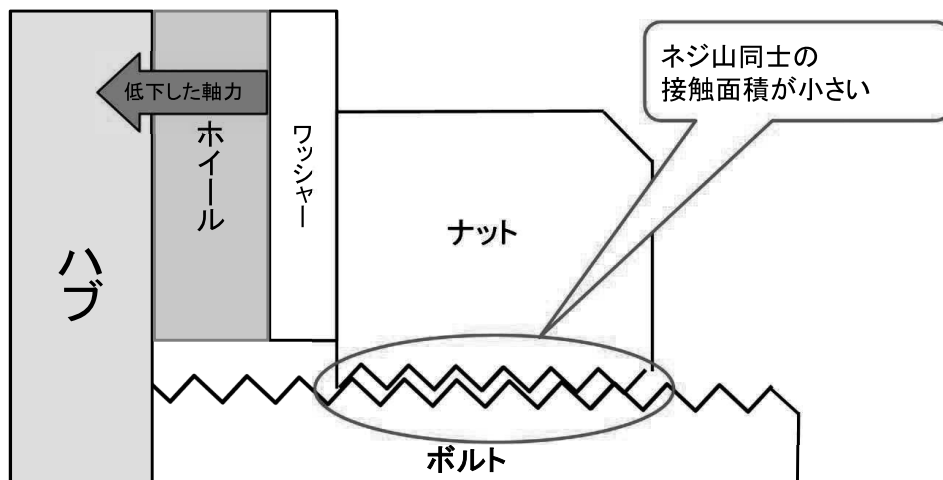
①正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりかみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

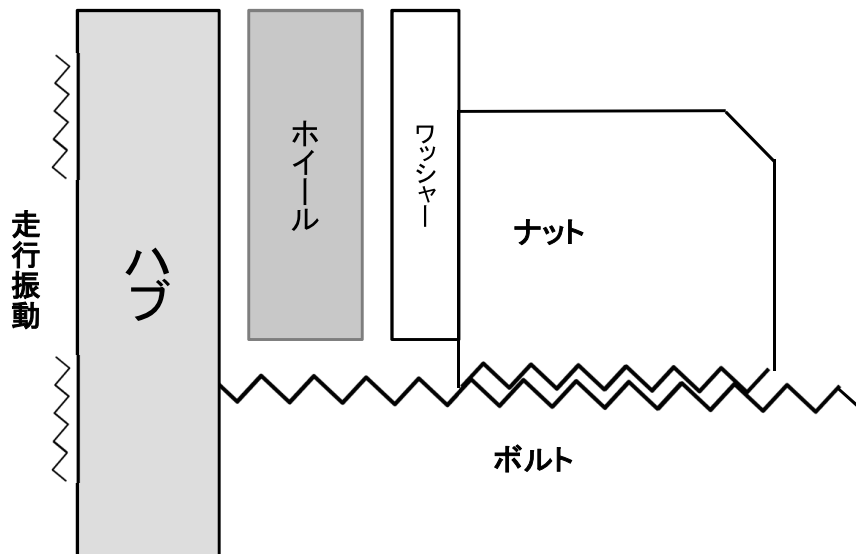
②ボルトが伸びたりネジ山が傷んだりしていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。また、傷や損傷が抵抗になり必要な軸力が得られない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

③ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

防ぐためには → 規定トルクを守ってボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐ。
伸びたボルト、ネジ山の傷んだボルトは再利用せず交換する。

ボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐポイント

- ① トルクレンチを使い、規定トルクで締め付ける。
 - 「とにかく強く締めればよい」という感覚では、ボルトの傷みは急速に進む（最悪の場合、ボルトが折れる）。
 - 「規定トルクの1～2割増し」でも、ボルトの傷みは進む。
 - 規定トルクを守り、増し締めや日常点検をしっかり行うことが、ボルトの寿命を延ばす第一歩。
- ② 全てのナットを仮締めしてからトルクレンチで締め込む。
 - インパクトレンチでガチガチに締め付けてからトルクレンチを使っても意味が無い。
 - インパクトレンチを使用する場合は、エア圧力を下げた状態で仮締めまでとし、最後にトルクレンチで締め込む。
 - 特に、ナットをボルト先端から一気に締め込むと、慣性によりナットの回転に勢いが付き、想像以上に締め付けトルクが上がってしまう。

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

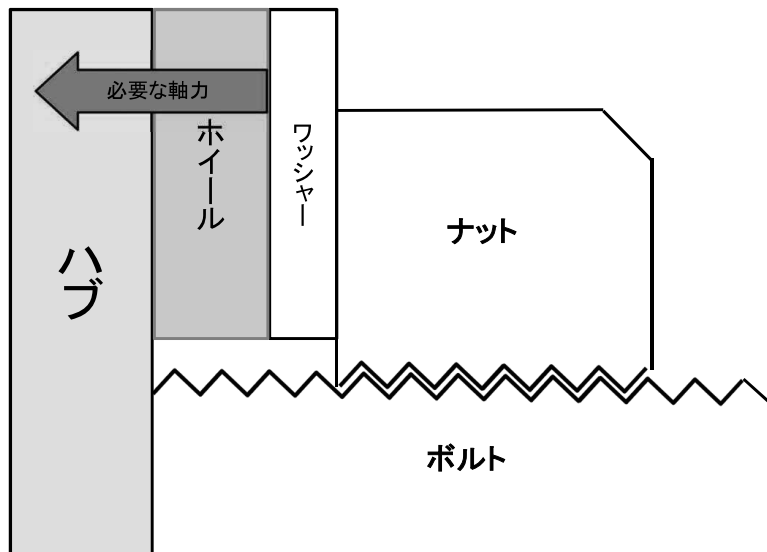
過大なトルクでの締め付けにより伸びたホイールボルト



3. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

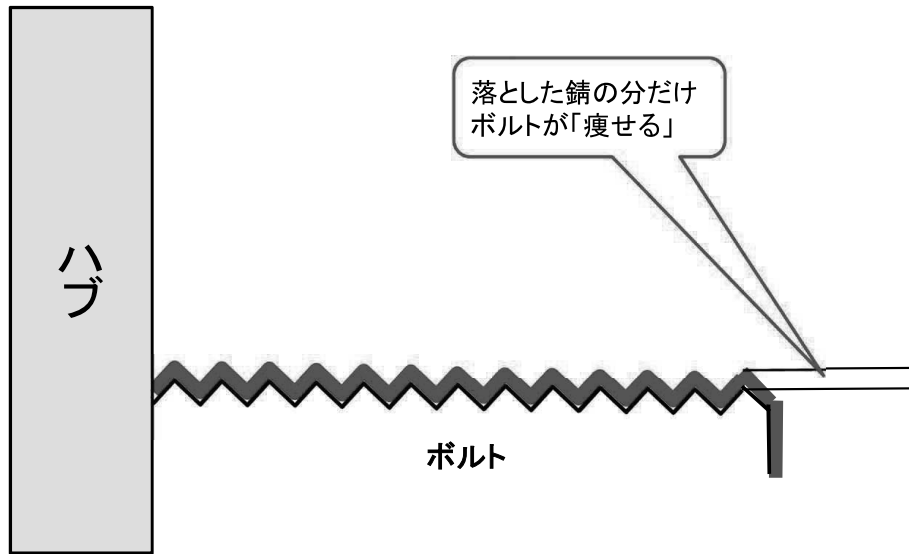
① 正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりとみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

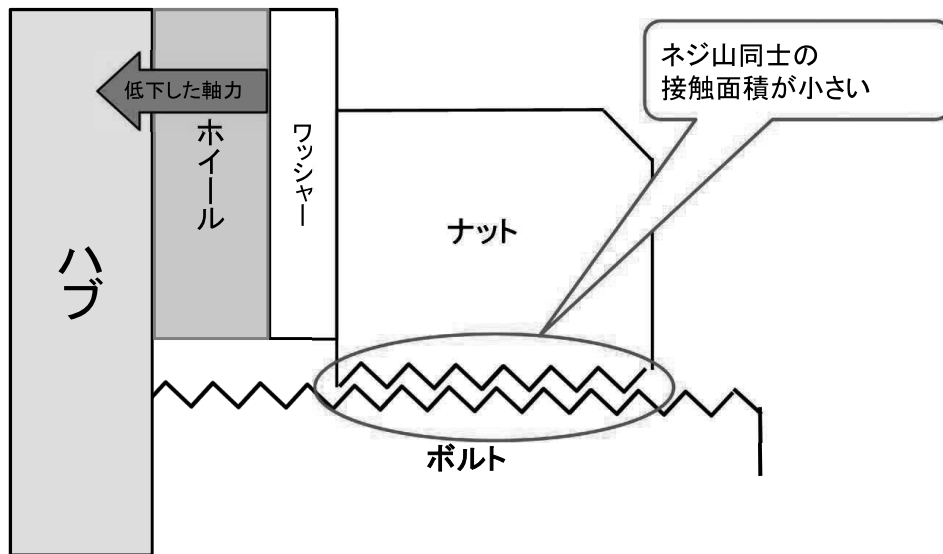
②ボルトの錆がひどい場合、錆を落としても元のボルトよりも「痩せた」状態となる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

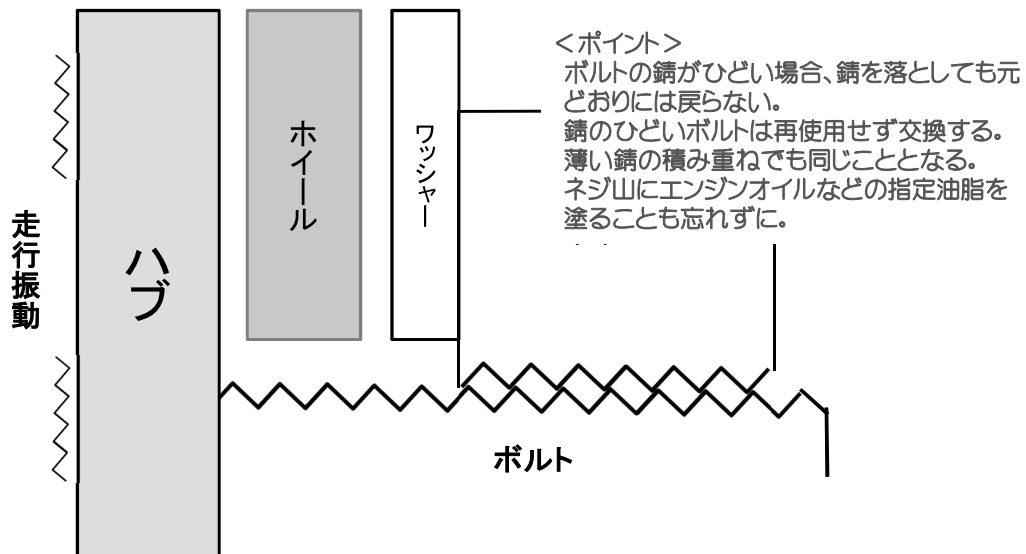
③ボルトが痩せていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力(締結力)を維持できない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

④ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

まとめ

ここまで紹介した他にもナットが緩む要因は存在し、それらが複合的に発生することにより、車輪脱落事故の発生に至っていると考えられます。

よって、車輪脱落事故の防止については、以下の取組の全てを確実に実行する必要があります。

- 必要な知識を持った者が正しい手順によりタイヤ交換作業を行うとともに、ホイール、ボルト、ナット及びハブの状況を確認し、状況に応じ、それらの交換も含めた必要な措置を行う（特に錆びている場合に注意）。
- タイヤ交換作業後50～100km走行後に、トルクレンチを使用し、必ず規定トルクでナットの増し締めを行う。
- 一日一回運行前の日常点検で、ナットの緩みの有無を必ず確認するとともに、錆汁の痕跡といった予兆を見逃さず、必要な措置を行う。

4. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

**夏・冬 タイヤ交換後の
大型車の車輪脱着事故に注意!**
～大型車の車輪脱着事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～

**お とさない！
脱落防止はまず点検。**
事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段です。

ち やんと清掃、ちゃんと給脂！
※ボルト・ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布して潤滑し、ボルトを元の向きで回してボルトとワッシャーのワッシャーがスムーズに回転するのを確認します。
※ボルトに潤滑油を塗布し、ボルトとナットはワッシャーで潤滑してください。
※ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。

な ツット締め、トルクレンチを必ず使用！
※規定トルクレンチも併せて規定のトルクで締め付けを行います。
※初回締め込み後、タイヤ交換後50～100kmの走行後再度規定トルクを確認してください。

い ちにち一回、緩みの点検！
※運行前・中・後、アライメント調整が必要。
※月に複数回走行し、走行距離に応じて点検。
※ISOワッシャーの場合は、点検による点検より効果的です。

詳しくはこちらから！

◎車輪取付を正しく行い、日々の点検を行うことにより車輪脱落事故を防ぐことが可能です。

◎特に東北地方では、ホイール、ボルト、ナット及びハブの錆に注意してください。

◎車輪取付作業方法や点検方法の情報は、東北運輸局特別ページに集約したので再確認ください。

◎特に注意願いたいポイントを絞ったものを「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」として周知しています。

- 脱落防止はまず点検・・・・・・・・・・ **お**
- ボルト・ナットの清掃及び給脂・・・・・・・・ **ち**
- 規定トルクで確実な締め付け・・・・・・・・ **な**
- 日常点検（運行前点検）での確認・・・・・・・・ **い**

5. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

◎今般、東北運輸局のホームページ上に、大型車の車輪脱落事故防止に関する情報を集約した特別ページを開設しました。

◎本資料も掲載しているのので、車輪脱落事故防止のため社内教育等の場面でのご活用をお願いします。




東北運輸局 特別ページ




整備作業中における事故発生事例とその対策

日整連及び国土交通省に報告のあった平成 31 年度中の事故事例等について、対応策をまとめましたので、ご参考ください。


【事例①】 ボデー架装用の鉄板切断機で誤って左手薬指を切断

	【被害状況】 重傷者 1 名
	【事故状況】 整備作業場に隣接されている板金作業場において、作業員がボデー架装用の鉄板切断機で鉄板を切断する際に、誤って左手指先（中指及び薬指の第一関節）を切断した。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・切断作業の際の安全確認の徹底。・安全教育の徹底。


【事例②】 回転している P T O シャフトに巻き込まれ死亡

	【被害状況】 死亡者 1 名
	【事故状況】 <small>じんがいしゃ</small> 塵芥車のバックカメラの取り替え作業中で、配線をシャシフレームに配策させるため、エンジン及び P T O を作動状態のままリフトアップした車体の下廻りで作業をした際、回転している P T O シャフトのユニバーサルジョイントに作業服の袖口が巻き込まれ死亡した。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・ P T O シャフトの近くで作業をする場合は、 P T O を停止させる。・安全責任者を選任し、その者に安全に係る業務を担当させ、作業の安全を共に確認する。


【事例③】 エンジンの回転部に指を巻き込まれて右手薬指を切断

	【被害状況】 重傷者 1 名
	【事故状況】 ウォーターポンプ交換後、エンジンより異音が発生したため、エンジンを始動させたまま右前タイヤハウス内から触診確認した際、誤って回転部に指を巻き込まれてしまい、右手薬指の第一関節を切断した。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・エンジンを始動させたまま、作業を行わない。・始動中のエンジンを診断する場合は、上長等に安全の確認を行った後に作業する。

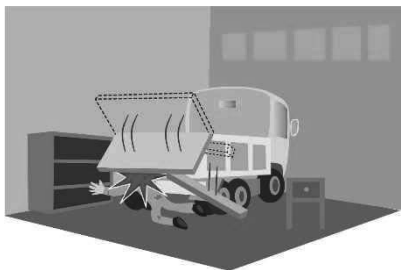
【事例④】 前進する車両を止めに入り、壁と車両の間に挟まれ重傷

	【被害状況】 重傷者 1 名
	【事故状況】 完成検査時に、検査員がブレーキテストの踏板上に車両を停車させた後、Dレンジのままパーキングブレーキをかけ忘れて車両を離れてしまったことにより、車両が前進したため、車両の前に入り止めようと試みたものの、壁と車両の間に挟まれ、肋骨等を骨折した。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・車両を停止させる際は、Pレンジにシフトし、サイドブレーキ（パーキングブレーキ）は確実に効かせる。・動き出した車両の前後に入らない。


【事例⑤】 トランスミッションが足に落下し骨折

	【被害状況】 重傷者 1 名
	【事故状況】 整備作業場内において、整備士が乗用車の部品取付け作業を行っていたところ、高さ 1.5 m の台座に置いてあったトランスミッションが作業中の整備士の足に落下し、骨折する重傷を負った。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・落下しないよう台座から降ろしておく。・台座から降ろせない場合は、部品を落下しないよう固定する。

【事例⑥】 あおりに顔と右腕を挟まれて死亡

	【被害状況】 死亡者 1 名
	【事故状況】 大型ダンプの荷台後端の鉄板張替え修理を行うため、後部あおりを開いた状態で支点部分に角材をかませ、あおりを開いた状態を保持し作業していたところ、角材が外れ、あおりが閉じて、顔と右腕を挟まれ死亡した（1人で作業をしていたため推測）。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・あおりを固定する場合は、あおりが確実に固定され、外れないことを確認すること。

【事例⑦】 タイヤとホイールの組み入れ作業中、ホイールリングが吹き飛び死傷

	<p>【被害状況】 死亡者1名、軽傷者1名</p>
	<p>【事故状況】 クレーン用台車の新品タイヤとホイールの組み入れ作業をしており、エア注入中にタイヤが破裂してホイールリングが吹き飛び、頭部を強打した作業員は死亡、付近にいた作業員は右肩を打撲した。</p>
	<p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気充填作業者は、必ず特別教育を受講すること。 ・空気を充填するときは数回に分けて徐々に行う。 ・安全囲い等飛来防止器具を使用すること。

整備作業中のちょっとした油断、不注意、判断ミス等が災害事故を起こす要因となりますので、災害防止のための基本対策等につきましては、「安全整備作業の手びき」をご活用し、職場の安全確保を図るようお願い致します。

「改訂版 安全整備作業の手びき」
 (一社) 日本自動車整備振興会連合会・日本自動車整備商工組合連合会



- I 自動車整備業の労働災害の現況
- II 整備作業中における重大事故発生事例
- III 自動車検査場での事故発生事例
- IV 災害防止のための基本対策
- V 安全な整備作業のための留意点
- VI 主な機器の適切な取扱い
- VII 事故防止のための取組み事例
- VIII 不慮の災害に備えた保障制度

6. 令和3年度整備事業者の処分一覧（東北運輸局管内）

令和3年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

（令和4年3月末現在）

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
宮城 ₁	令和3年5月	文書警告 保安基準適合証の交付停止 15日間 検査員警告	<p>【自動車特定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正改造状態で車の車検手続き。（1台） <p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正改造状態で適合証を交付した。（1台） <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。
秋田 ₂	令和4年3月	自動車特定整備事業の停止 10日間 保安基準適合証の交付停止 15日間	<p>【自動車特定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定整備作業に重大な瑕疵があった。 <p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査作業と整備作業が分業化されていない。 法令の規定を遵守する体制ではない。 適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった。（1台）

令和3年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和4年3月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
岩手 1	令和3年11月	文書警告 検査員警告	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査員が同一性の相違する自動車であるにもかかわらず適合証に証明した。
岩手 2	令和4年1月	文書警告	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責未加入状態になるにもかかわらず適合証を交付した。
岩手 3	令和4年1月	文書警告	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責未加入状態になるにもかかわらず適合証を交付した。 ・法令の規定を遵守する体制でない。

令和3年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和4年3月末現在)

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要	要
青森 1	令和3年8月	自動車特定整備事業の停止 10日間	<ul style="list-style-type: none"> • 特定整備記録簿の虚偽記載 • 特定整備記録簿を2年間保存していない • 整備主任者がいない • 整備主任者の分解整備等に関する統括不備 • 整備主任者の虚偽の変更届出 	

7. 自動車特定整備制度について

特定整備制度概要

0

分解整備の範囲拡大

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書

① 先進技術の点検整備のあり方

【現行制度の評価】

近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、その結果として保安基準適合性に大きな影響を与えるものが増加している。

また、現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が「分解整備」の定義には含まれておらず、また、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても取外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備作業の安全性確認が法制上担保されていない。

【今後の対応】

(イ) 国においては、自動車整備事業者が行う自動ブレーキ等の先進技術を搭載した車や自動運転車（以下「自動運転車等」という。）の整備について、その確実な実施を担保するため、これらの整備を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」（仮称）として認証することが必要である。また、使用者がこれらの事業者を判別できるようにすることが必要である。

道路運送車両法(第49条第2項)新旧

分解整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

特定整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

（※）道路運送車両法施行規則第3条において規定

1

分解整備の範囲拡大

道路運送車両法施行規則

(特定整備の定義)

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一～七 (略)

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限る、次号に掲げるものを除く。）

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

2

認証のパターン

「特定整備」は、新たに認証が必要となる作業（電子制御装置整備）のみでなく、現在の分解整備も含む。

地方運輸局長の認証は

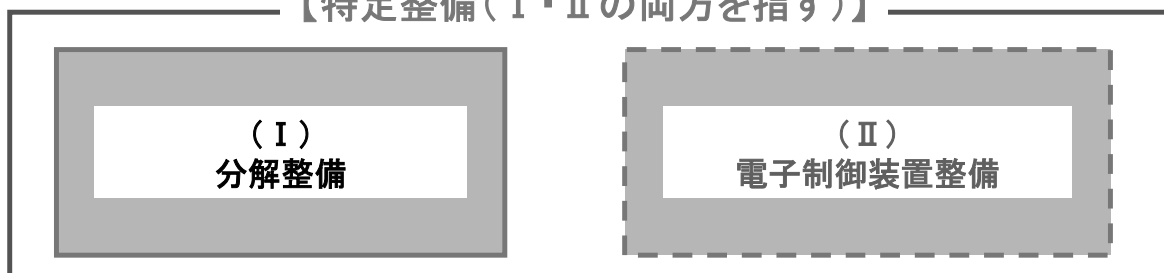
(Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン

(Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン の3パターンを想定

※いずれも、「自動車特定整備事業者」です

【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】



3

電子制御装置整備とは

対象となる作業

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要)なものとして、以下を、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備作業)とする。

Lv3
以上

① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

Lv3
未満

② 衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる「自動ブレーキ」)、自動命令型操舵機能(いわゆる「レーンキープ」)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整(※)

※ カメラを接続したことをECUに認識させるコーディング作業や、カメラを取り外さずに行う光軸調整など、上記の取り外しを伴わない整備・改造

③ ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

※ その後、カメラ等の機能調整が必要となるため

市販車に搭載されている、(→)前方をセンシングするためのデバイスの例
カメラ(単眼/複眼)、ミリ波レーダー、赤外線レーザー



4

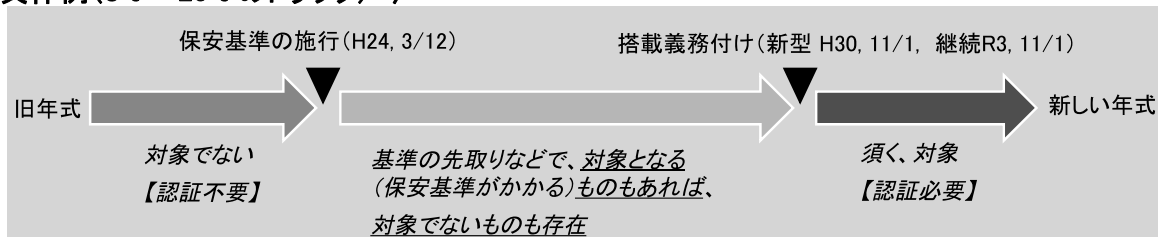
電子制御装置整備とは

- 電子制御装置整備の対象となる車両は、保安基準が設定されている装置を備えるもの。ただし、安全面を考えれば、保安基準対象でないものであっても認証工場に委託することが安心。
- 対象車両の情報については、国や関係団体において、自動車の使用者や整備事業者において利用しやすいよう提供(HP等)。

〈保安基準の設定状況〉

対象装置名	現状の基準	今後の見込み
自動運行装置(Lv3以上のもの)	なし	改正法の公布から1年以内に基準を策定
衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)	大型車に義務付け	乗用車についても、義務付け
自動命令型操舵機能(レーンキープ)	備える場合、基準あり	-

〈具体例(8t~20tのトラック)〉



5

認証基準（分解整備）

※普通自動車(乗用車)の例			分解整備								
			原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置		
設備	屋内作業場	点検作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	2.8m以上	
		奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	←	6.5m以上	
		天井高さ	対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること								
		車両整備作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	←	2.8m以上
	奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	←	←	6.5m以上	
	部品整備作業場			8㎡	5㎡	←	←	←	←	←	
	床面は平滑であること										
車両置場	間口	3m以上		←	←	←	←	←	←	←	
	奥行	5.5m以上		←	←	←	←	←	←	←	
作業機械等	作業機械		プレス、エアコンプレッサ、バイス、チェーンブロック、ジャッキ、充電器								
	作業計器		ノギス、トルクレンチ								
	点検計器及び点検装置		サーキット・テスタ、比重計、コンプレッション・ゲージ、ハンディ・バキューム・ポンプ、エンジン・タコ・テスタ、タイミング・ライト、シックネス・ゲージ、ダイヤル・ゲージ、トイン・ゲージ、キャンパ・キャスタ・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、タイヤ・ゲージ、検車装置、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器								
	工具		ホイール・ブーラ、ベアリング・レース・ブーラ、グリース・ガン又はシヤシ・ルブリケータ、部品洗浄槽								
工員要件	工員数		2人以上								
	自動車整備士の最低要件		1級 or 2級自動車整備士が1人以上								
	自動車整備士保有割合		1/4以上(1級 or 2級 or 3級自動車整備士数/全工員数)								
	整備主任者の資格要件		1級 or 2級自動車整備士								

《従来の分解整備の認証基準から変更無し》 6

認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例			電子制御装置整備	
			自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
設備	電子制御装置点検整備作業場※3	間口	2.5m (屋内※1 2.5m) 参考:現行の基準 4m	←
		奥行	6m (屋内※2 3m) 参考:現行の基準 8m	←
		天井高さ	対象とする自動車についてエーミング作業を実施するのに十分であること	
		床面は平滑であること		←
	車両置場	間口	3m以上	
		奥行	5.5m以上	
作業機械等	作業計器(保有義務)		水準器	
	点検計器及び点検装置(保有義務)		整備用スキャンツール(性能及び機能要件を規定)	
	整備に必要な情報の入手(義務)		点検・整備に係る情報(機器を含む)を入手できる体制(例:整備作業要領やPC、ネット環境等)	
	その他(自動運行装置に限る)		自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること	

※1 屋内の間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅及び作業スペース分0.5mを考慮した数値

※2 屋内の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分2mを加えた数値

※3 電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場、車両整備作業場のほか完成検査場と兼用可

7

認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例		電子制御装置整備	
		自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
工員要件	工員数	2人以上	<
	自動車整備士の最低要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習」が1名以上	<
	自動車整備士保有割合	1/4以上(1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数/全工員数)	<
	整備主任者の資格要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習」	<

分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターンについて

分解整備及び電子制御装置整備の全ての要件に適合することが必要

(例)整備主任者は、1級整備士(二輪を除く) or {1級(二輪) or 2級整備士} + 講習を受けた者のみ選任可

8

運輸支局長等が行う講習

- 整備工場が早急に認証を取得できる環境を確保するため、当面の間、運輸支局長等が行う講習により整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は、
 - ① 学科(自動車特定整備事業に係る法令等)
 - ② 実習(エーミング作業等)
 - ③ 試問(学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験)
 とし、整備主任者に必要な知識及び技能を習得させる。

- 一定の要件を満たした外部の研修(自動車整備振興会や自動車車体整備協同組合などが実施するもの)については、実習に代えることが可能。
- 施行と同時に認証の取得ができるよう、講習は先だつて実施。

- 講習を受講するための前提となる自動車整備士資格(※)についても、資格習得のための環境を用意。

※ 2級自動車整備士、自動車車体整備士、自動車電気装置整備士

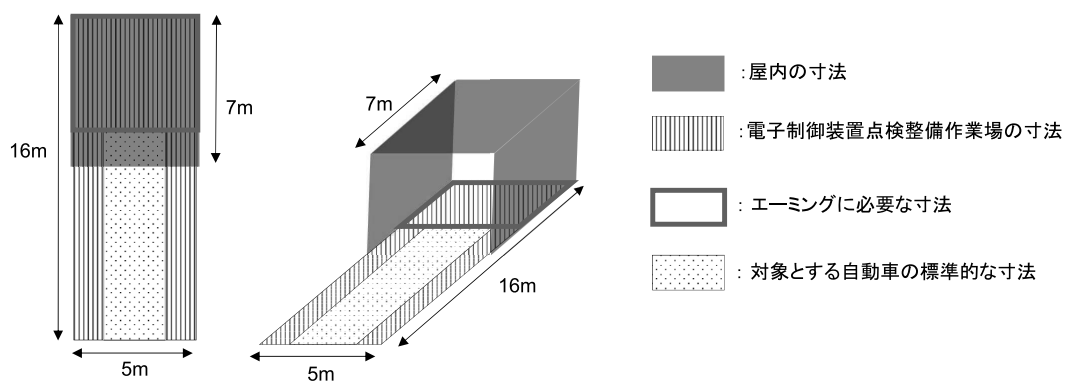
9

電子制御装置点検整備作業場の寸法要件

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置 点検整備作業場の寸法	16m × 5m	13m × 3m	7m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	—	5.5m × 2m
うち、屋内の寸法	7m × 5m	7m × 3m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	—	4m × 2m
(参考) 屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	13m × 5m	10m × 5m	8m × 4.5m	8m × 4m	8m × 4m	8m × 4m	3.5m × 3m	5m × 3.5m

(寸法: 奥行×間口)

普通自動車(大型)の例



10

整備用スキャンツールの性能及び機能

- 電子制御装置を点検した結果、保安基準不適合又は保安基準不適合のおそれの確認された場合、OBD検査の対象となる装置の故障を解消するための整備箇所を特定することが可能な「整備用スキャンツール」が必要。
- このため、電子制御装置整備の認証要件として「整備用スキャンツール」の設置を義務付け。
- 「整備用スキャンツール」の性能及び機能については、技術要件を課す。

〈 技術要件 〉

少なくとも一車種以上の車両において、

OBD検査の対象となる装置(自動運転装置、制動装置、かじ取り装置、排出ガス発散防止装置等)の点検及び整備が適切に実施できる性能及び機能を有していること。

※OBD検査に必要となる「検査用スキャンツール」の性能及び機能と区別をつける。

✓ 故障を解消するために必要な機能

- DTC読取・消去機能
- 前方監視用のカメラ、レーダー等の機能調整
(いわゆるエーミング作業) 等

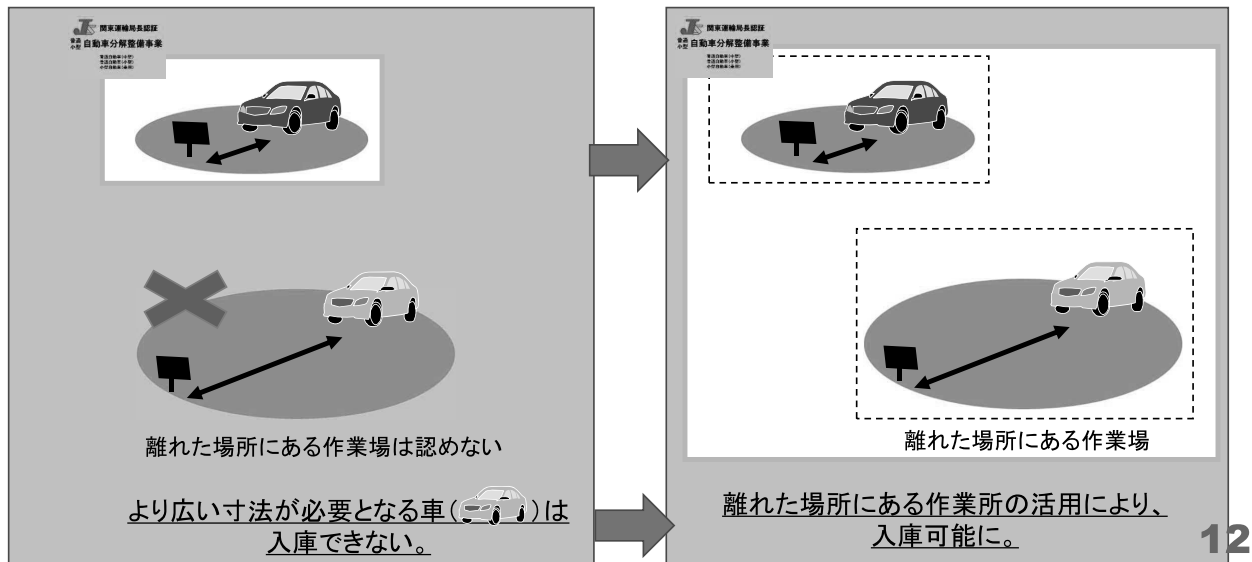


《 整備用スキャンツールイメージ 》

11

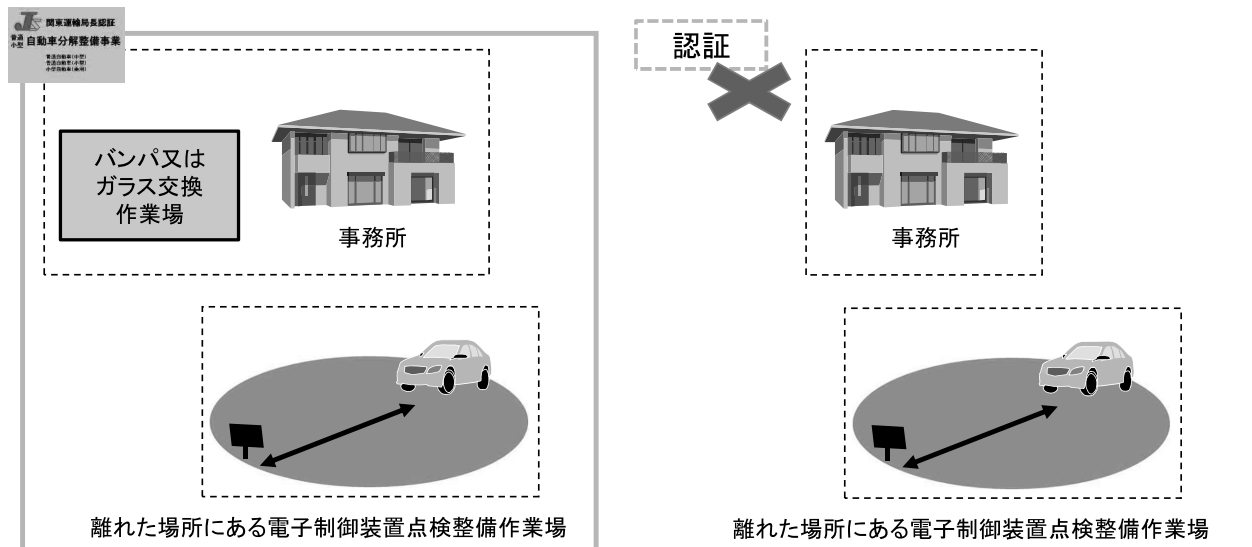
離れた作業場及び設備の共用

- エーミングに必要な寸法はメーカー・車種により異なるため、認証を受けた電子制御装置点検整備作業場では、必要な面積が確保できない場合がある。
- 自動車分解整備事業の認証を受けた場所と離れた別の場所も、同一整備事業者の事業場として認め、電子制御装置整備作業を可能とする。



離れた作業場及び設備の共用

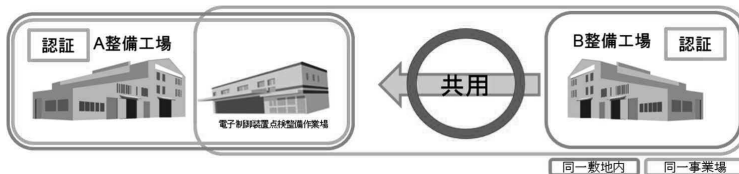
- 事務所及びバンパ交換、ガラス交換などを行うための一定の要件を満たした作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を用意し、認証を受けることができることとする。



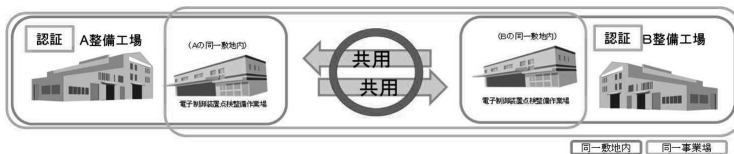
ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有しない場合は、事業場の一部として認めない。

離れた作業場及び設備の共用

- 電子制御装置点検整備作業場等は、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共同使用の用に供されること(共用)を可能とする。
- 共用は、電子制御装置点検整備作業場、バンパ・ガラス交換の作業場、車両置場に限る。



電子制御装置点検整備作業場を有しない
B整備工場が
A整備工場の作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有する
A整備工場、B整備工場が
それぞれの作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有しない
b事務所が
A整備工場の作業場を共用

14

経過措置

- 改正法施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業を営んでいる整備事業者においては、施行日から起算して4年を経過する日までの間は、認証を受けるための準備期間として、引き続き、当該事業を営むことができる。

- 経過措置の対象となる事業者は、車体整備事業者や、自動車ガラス修理業者も該当
- 経過措置の範囲は、行っていた作業の範囲のみ
エンジン等の積み降ろしのために、バンパの脱着をしている者(エーミングはしない)
→ バンパの脱着のみ(エーミングするためには、認証が必要)
エーミングまで行っている者
→ エーミングも含めて、経過措置の対象
- 保安基準が適用されていない自動ブレーキやレーンキープ機能(衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能に類似するもの)にかかる整備であっても、「相当する事業」とする
- 外注をしており、自身で責任を持っていない場合は、認められない

国としては、できるだけ早期に認証を取得させるよう、環境整備に取り組む。

15

点検基準の見直し

- OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

<点検の対象となる警告灯>

- 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)

<点検の実施方法>

- イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。(ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

<整備の実施方法>

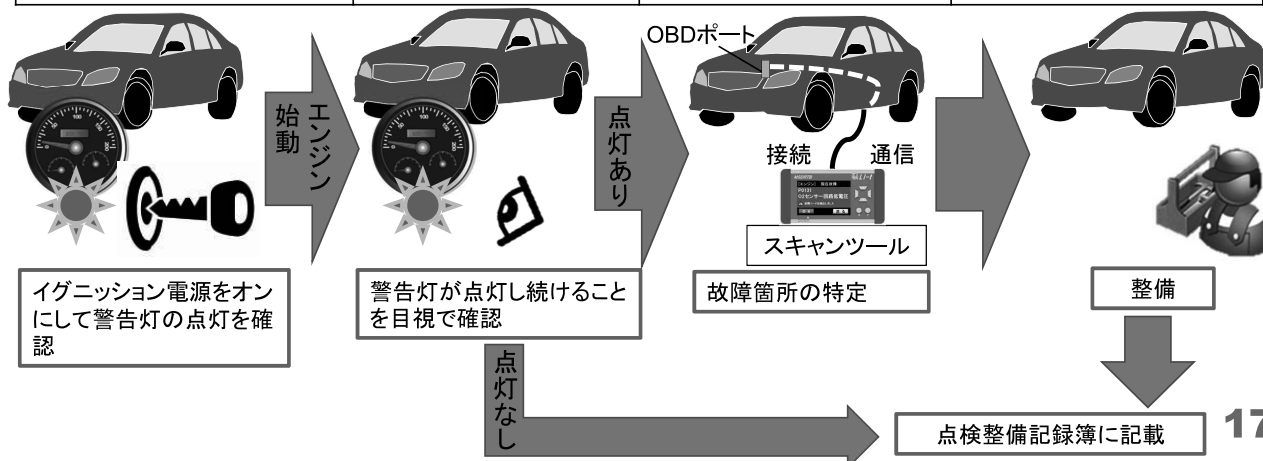
- 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

- 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、点検基準の施行は、特定整備制度の施行から1年半後の令和3年10月1日に施行
- 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するのかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

16

(参考)点検整備の流れ

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討

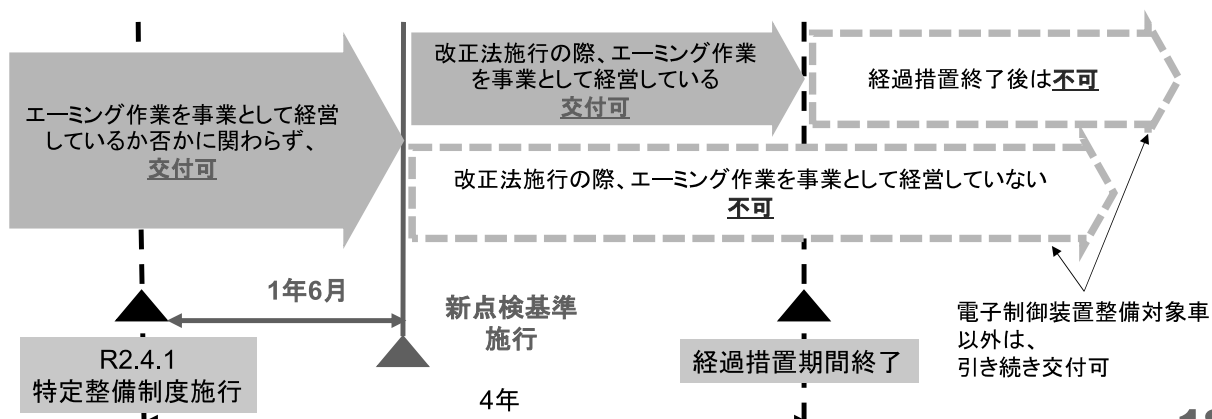


17

電子制御装置整備の認証のない指定自動車整備工場の業務可能範囲

- 保安基準適合証の交付をするには、点検基準に従って点検・整備を行った上で、保安基準適合性の確認を行う制度となっている（道路運送車両法第94条の5）。
- このため、新点検基準が施行になると、原則として、電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない場合は、保安基準適合証を交付することはできない。
- ただし、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車については、当面の間、保安基準適合証の交付が可能。

<電子制御装置整備に該当する装置を備え付けている自動車についての保適証交付の可否>



18

新たに指定自動車整備工場への指定を受ける場合

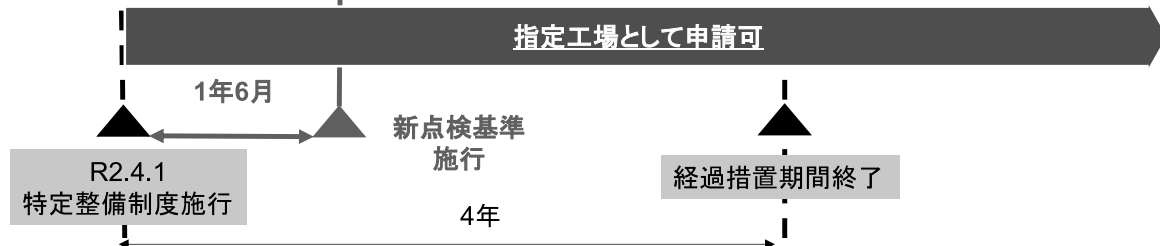
これから指定の申請をする場合

- 自動車分解整備事業の認証（全部認証に限る。）を受けている事業者については、経過措置期間中の4年間は、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車に限定した指定自動車整備事業の指定を認める。

① 分解整備のみ



② 分解整備+電子制御装置整備 両方



- 点検基準の施行後、電子制御装置整備に該当する装置備え付けの自動車については、保適証が交付できない
- 整備に該当する装置備え付けの自動車についても、保適証の交付ができる

19

構内外注について

いわゆる「構内外注」として、車両を入庫した整備工場に自動車ガラス修理業等の技能者が出向き、交換作業を行う形態については、

- 電子制御装置整備の認証を受けているパターン(Ⅱ)またはパターン(Ⅲ)の事業場で
- 窓ガラスの交換作業等を、自動車ガラス修理業者等が行う場合について、以下のとおり可能。

- 電子制御装置整備の認証を受けている事業者の責任の下に当該作業が行われる(※)ことを、書面を交わす等により明確にする。
- 特定整備記録簿の記載は、外注元が行う。

※ 電子制御装置整備の責任は、車両を入庫している当該特定整備事業者(外注元)が担う



20

外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A) \ 外注先	電子制御装置整備の認証あり(B)	
	全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり	外注先責任 ①	外注元責任 ②
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)	×	外注元責任 ③

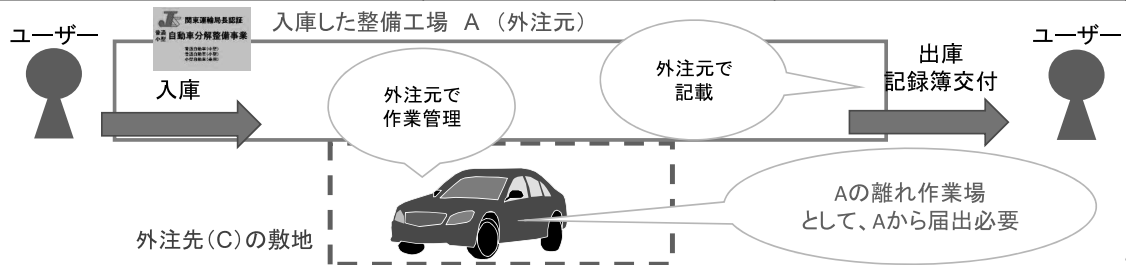
- ① : 外注先Bで記録簿記載 (Aは記録簿を書くことができない)
 ② : A,Bそれぞれで記録簿記載 (ユーザーには、Aが記載した記録簿を交付)
 ③ : Aの責任の下、Aが故障診断を行った上で、外注先の工場Bに対して整備を外注。Bの作業後、当該作業が適切であったかどうかの確認をA自身が行う。

21

外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A) \ 外注先	電子制御装置整備の認証なし(C)	
	全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり	×	Aの離れ作業場 としない限り ×
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)	×	



22

参考：道路運送車両法の一部を改正する法律概要

1-2 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その1）

令和元年5月24日公布

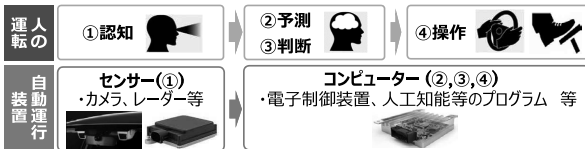
【1】保安基準対象装置への自動運行装置の追加

現状・課題

- 自動運転システム(レベル3・4)の安全性を確保するための保安基準(省令)を策定する必要があるが、これらのシステムは現行の保安基準の対象装置とされていない。
- 自動運転システム(レベル3・4)は、いつでもどこでも制限なく安全な自動運転を行える技術水準にはないと見込まれることから、自動運転システムが使用される走行環境条件(速度・ルート・天候・時間等)を設定することが必要。

改正内容

- 自動車の保安基準(省令)の対象装置に「自動運行装置」を追加



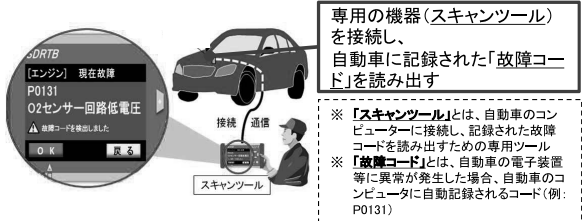
- 自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととする。

- ◆ 走行環境条件の想定される例(以下の条件の組み合わせ)
 - ・道路条件(高速道路/一般道路、専用道路/混在交通、車線数、車線の有無等)
 - ・地理条件(都市部/過疎地域等)
 - ・環境条件(天候、昼間/夜間等)
 - ・その他の条件(速度制限、決められたルートのみでの運行に限定すること等)
- ⇒ 例えば、自動運転車の導入初期においては、昼間・晴れでの高速道路本線上における低速走行(渋滞時等)といった条件を付与することが考えられる

【2】自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

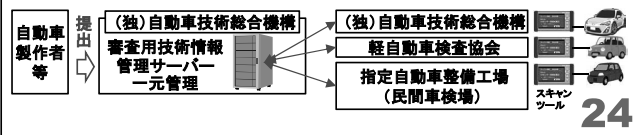
現状・課題

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による事故等につながるおそれがあるため、自動車の検査(車検)に、電子的な検査を導入する必要がある。
- 電子的な検査を行うためには、自動車製作者等が保有する技術情報が必要。



改正内容

- 自動車の検査における、電子的な基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を(独)自動車技術総合機構に行わせ、全国の検査実施機関が活用できる環境を整備する。



24

1-3 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その2）

令和元年5月24日公布

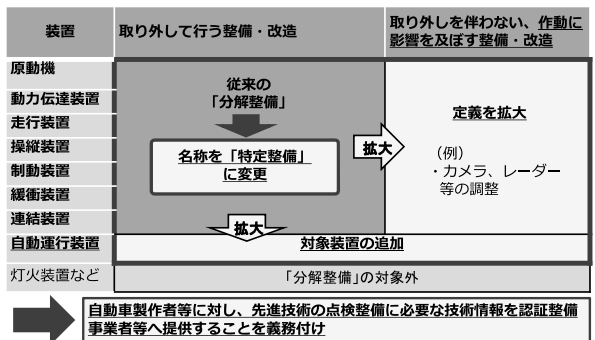
【3】分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

改正内容

- 認証を要する「分解整備」につき、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



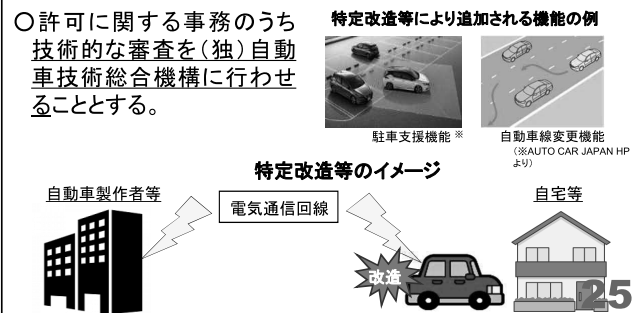
【4】自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

現状・課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を行うことが可能となっている。
- 現行の道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が行われることは想定されていないことから、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

改正内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。



25

参考：情報提供義務

点検整備に必要な技術上の情報の提供

- 現状、自動車メーカーの協力のもと、整備要領書(整備マニュアル)等の点検・整備に必要な情報を(一社)日本自動車整備振興会連合会(日整連)のシステム(FAINES)へ集約している。
- 整備工場は、インターネットを通じてFAINESに接続することにより、これら情報を入手可能(有料)。
- 一部の車種や装置について提供がされていない、情報提供の手法が統一されていない等の課題もあることから、自動車メーカー等から整備を行う整備事業者等への情報提供を義務付け。

<提供すべき情報の範囲>

- 全ての車両が対象
※ただし、サポート終了などによりディーラーに対しても提供されない情報は提供義務から外れる
- 原則、自動車メーカーからディーラーに提供されている情報(専用スキャンツール含む)が対象
ただし、以下は除く。
 - ① 自動車の盗難又は不正改造につながるおそれがあるものとして特別の注意が必要と認められるもの
 - ② 自動車の販売時において行う制御装置のプログラムの初期化にかかるもの

<提供の方法>

- 新車の発売日から6ヶ月以内に行う
- 専用スキャンツールの提供については、2020年内に提供を行えば良い
- 合理的な範囲(ディーラーへの提供と非差別的な価格)において有償とすることができる
- 少数台数車両などは、問い合わせに応じて対応することも可能

- 制度を運用していくに当たり、情報が出ていないと思われる事象が発生した場合は、当面の間、自動車整備技術の高度化検討会の場を活用し、整備事業者、自動車メーカー等の意見を踏まえながら調整

特定整備記録簿の記載方法について

- ・ 電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。
- ・ 特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。

【以下、記載例を示します。】

- ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエエーミング作業を自ら行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)


<p>点検の結果及び整備の概要</p> <p>エンジン・ルーム点検</p> <p>■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 スティアリングベルト</p> <p>■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 冷却水の濁れ</p> <p>■室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキの効き具合</p> <p>■エンジン・オイル ターミナル部の緩み、腐食 バッテリー</p>		<p>交換 X</p> <p>調整 △</p> <p>修理 ○</p> <p>点検 ✓</p> <p>良好 □</p> <p>特定 整備 ○</p>		<p>整備 A</p> <p>清掃 C</p> <p>清掃 T</p> <p>補給 L</p> <p>調整 P</p> <p>調整 /</p>		<p>依頼者(使用者)の氏名又は名称</p> <p>住所</p>		<p>自動車登録番号又は車西番号又は車台番号</p> <p>構内外注の旨を記載</p>			
<p>エンジン・ルーム点検</p> <p>■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 スティアリングベルト</p> <p>■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 冷却水の濁れ</p> <p>■室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキの効き具合</p> <p>■エンジン・オイル ターミナル部の緩み、腐食 バッテリー</p>		<p>定回り点検</p> <p>■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗</p> <p>■ドラム・ブレーキ ☆ドラムとライニングとのすき間 ☆ライニング・シューの摩耗部分、ライニングの摩耗</p> <p>■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スベア、タイヤの空圧圧 ☆ナット、ボルトの緩み</p> <p>■ブレーキのマスターシリンダ、ホイールシリンダ、ディスク・キャリパー マスターシリンダの液漏れ ホイールシリンダの液漏れ ブレーキ油の汚濁 ディスク・キャリパーの液漏れ</p> <p>■下回り点検 ■トランスミッション、トランスアフ ☆オイルの濁れ</p> <p>■エンジン・オイル 濁れ</p>		<p>車載式故障診断装置点検</p> <p>注</p> <p>OBDの診断の結果</p> <p>日常点検</p> <p>ブレーキ液の量</p> <p>パワステリ液の量</p> <p>冷却水の量</p> <p>エンジン・オイルの量</p> <p>エンジンのかかり具合、異音</p> <p>低速、加速の状態</p> <p>ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカーランプ等の点灯、消灯、減電</p> <p>ウインド・ウオッシュャ液の量</p> <p>ウインド・ウオッシュャの噴射状態</p> <p>ワイパーの拭き取り状態</p>		<p>その他の点検項目</p> <p>注</p> <p>○ガラス(内)</p> <p>○レーダー</p> <p>○エエーミング</p>		<p>交換部品等</p> <p>エンジン・オイル</p> <p>オイル・フィルタ</p> <p>LLC(ロングライフ・クーラント)</p> <p>ブレーキ・フルード</p>		<p>数量</p> <p>ℓ</p> <p>個</p> <p>ℓ</p> <p>ℓ</p>	
<p>エンジン</p>		<p>下回り点検</p>		<p>定回り点検</p>		<p>車載式故障診断装置点検</p>		<p>その他の点検項目</p>			
<p>■エンジン</p>		<p>■トランスミッション、トランスアフ</p> <p>☆オイルの濁れ</p>		<p>■ディスク・ブレーキ</p> <p>☆ディスクとパッドとのすき間</p> <p>☆ブレーキ・パッドの摩耗</p>		<p>注</p> <p>OBDの診断の結果</p>		<p>注</p> <p>○ガラス(内)</p> <p>○レーダー</p> <p>○エエーミング</p>			
<p>ターミナル部の緩み、腐食</p> <p>バッテリー</p>		<p>■トランスミッション、トランスアフ</p> <p>☆オイルの濁れ</p>		<p>■ドラム・ブレーキ</p> <p>☆ドラムとライニングとのすき間</p> <p>☆ライニング・シューの摩耗部分、ライニングの摩耗</p>		<p>日常点検</p> <p>ブレーキ液の量</p> <p>パワステリ液の量</p> <p>冷却水の量</p> <p>エンジン・オイルの量</p> <p>エンジンのかかり具合、異音</p> <p>低速、加速の状態</p> <p>ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカーランプ等の点灯、消灯、減電</p> <p>ウインド・ウオッシュャ液の量</p> <p>ウインド・ウオッシュャの噴射状態</p> <p>ワイパーの拭き取り状態</p>		<p>交換部品等</p> <p>エンジン・オイル</p> <p>オイル・フィルタ</p> <p>LLC(ロングライフ・クーラント)</p> <p>ブレーキ・フルード</p>			
<p>■エンジン</p>		<p>■トランスミッション、トランスアフ</p> <p>☆オイルの濁れ</p>		<p>■ディスク・ブレーキ</p> <p>☆ディスクとパッドとのすき間</p> <p>☆ブレーキ・パッドの摩耗</p>		<p>注</p> <p>OBDの診断の結果</p>		<p>注</p> <p>○ガラス(内)</p> <p>○レーダー</p> <p>○エエーミング</p>			


○ レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

外注元 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検 良好	交換 修理	調整 締付	清掃 締付	省略 締付	P L
○	△	X	A	C	／
○	△	X	T	L	／

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検	
■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷  点検項目 ☆スプレー・ブラダの状態 (点検方法、付加ムラ加減調整可) 点検時期 ディストリビューターのキャップ	点検 良好 特定 整備
■冷却装置 ファン、ベルトの緩み、損傷 冷却水の濁れ ■室内点検 プレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板との 遊び プレーキの向き具合	点検 良好 特定 整備

定廻り点検	
■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとの 遊び ☆ブレーキ・パッドの摩耗  プレーキ・パッド ■ドラム・ブレーキ	点検 良好 特定 整備
■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 ☆スベア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの緩み ■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・ シリンダ、ディスク・キャリパー マスター・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの	点検 良好 特定 整備

依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
住所	点検(整備)時の総走行距離

車載式故障診断装置点検	
OBDの診断の結果 日常点検 プレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ハンドブレーキ、ブレーキランプ、ワイ	注 ①レーダー ②エーミング(外) 外注した旨を記載
交換部品等	数量
エンジン・オイル	量

自家用車




寺・別表第6

外注先 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検 良好	交換 修理	調整 締付	清掃 締付	省略 締付	P L
○	△	X	A	C	／
○	△	X	T	L	／

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検	
■パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷  点検項目 ☆スプレー・ブラダの状態 (点検方法、付加ムラ加減調整可) 点検時期 ディストリビューターのキャップ	点検 良好 特定 整備
■冷却装置 ファン、ベルトの緩み、損傷 冷却水の濁れ ■室内点検 プレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板との 遊び プレーキの向き具合	点検 良好 特定 整備

定廻り点検	
■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとの 遊び ☆ブレーキ・パッドの摩耗  プレーキ・パッド ■ドラム・ブレーキ	点検 良好 特定 整備
■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 ☆スベア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの緩み ■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・ シリンダ、ディスク・キャリパー マスター・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの	点検 良好 特定 整備

依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
住所	点検(整備)時の総走行距離

車載式故障診断装置点検	
OBDの診断の結果 日常点検 プレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ハンドブレーキ、ブレーキランプ、ワイ	注 ①エーミング 外注した旨を記載
交換部品等	数量
エンジン・オイル	量

自家用車



寺・別表第6

- 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合
※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

○ 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

① 入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検
良好

特定
整備

交換

修理

調整

締付

清掃

給油

省略

測定なし

P

L

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング
ベルトの緩み、損傷
冷却水の濁れ

■冷却装置
ファン・ベルトの緩み、損傷
冷却水の濁れ

■室内点検
ブレーキ・ペダル
遊び

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとの
すり面
☆ブレーキ・パッドの摩耗

■ホイール
☆タイヤの空気圧
☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、
異状摩耗
☆スペア・タイヤの空気圧
☆ナット、ボルトの緩み

車載式故障診断装置点検

OBIDの診断の結果

日常点検
ブレーキ液の量
バッテリー液の量
冷却水の量

依頼者(使用者)の氏名又は名称

住所

その他の点検・整備項目

注 ① エーミング(電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)

天候及びエーミング 作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載



② 離れた作業場 (〇〇板金工場) でバンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検
良好

特定
整備

交換

修理

調整

締付

清掃

給油

省略

測定なし

P

L

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング
ベルトの緩み、損傷
冷却水の濁れ

■冷却装置
ファン・ベルトの緩み、損傷
冷却水の濁れ

■室内点検
ブレーキ・ペダル
遊び

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとの
すり面
☆ブレーキ・パッドの摩耗

■ホイール
☆タイヤの空気圧
☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、
異状摩耗
☆スペア・タイヤの空気圧

車載式故障診断装置点検

OBIDの診断の結果

日常点検
ブレーキ液の量
バッテリー液の量

依頼者(使用者)の氏名又は名称

住所

その他の点検・整備項目

注 ① バンパ(〇〇板金工場)



第2号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

① 東北運輸局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）**申請** します。
また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

（注）届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

届出者 申請者 の氏名又は名称	③ 株式会社○○○○○ 代表取締役 国土太郎
届出者 申請者 の住所	〒100-8918 ④ 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号 (ふりがな)	⑤ 03-5253-8111 かじりきがいは ○○○○○ とかじりくごらじもろをなやましてや
事業場の名称	⑥ 株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8537 ⑦ 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	⑧ 022-791-7534
認証番号	⑨ 3-1-23456
認定番号	⑩
指定番号	⑪ 3-9876

（注）届出者若しくは申請者の氏名又は名称欄は、氏名又は名称を記載し、押印することによって署名することができる。
なお、届出にあつては、氏名又は名称を省略することができる。

届出・申請の内容の別		変更年月日	⑫	年	月	日
相続	事業場の所在地の変更					
合併	役員の変更					
分割	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は開口若しくは奥行の長さ)					
譲受	自動車特定整備事業の種類の変更					【変更申請】
事業者名又は住所の変更	自動車特定整備事業の種類、整備又は装置の種類の変更					【変更申請】
事業場の名称の変更	業務の範囲の変更					【変更申請】

（注）役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。

（注）口枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書 ⑬

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。	<input type="checkbox"/> チェック欄
-----------------------------------	--------------------------------

（注）個人事業主にあつては「私」、法人企業にあつては「風遣（役員）」の文字に○を記載すること。

（注）宣誓者の氏名を記名し押印することによって署名することができる。

（注）法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記載すること。

（注）宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

（注）役員の場合のみは記載を省略できる。

- ← 「自動車特定整備事業の種類」「対象自動車の種類、整備又は装置の種類」「業務の範囲」のどれかひとつでも変更があれば申請を○で囲む。
- ← ① 認証を受けようとする事業場の所在地を管轄する局の局長を記載。左記は東北の場合。
- ← ② 申請書提出日を記載
届出か申請のどちらか該当する方を○で囲む。（両方に該当する場合は、申請を○で囲む。）

← ③ 申請者名及びふりがなを記載。法人であれば会社名、代表者の役職及び代表者名を記載。

← ④ 申請者の郵便番号、住所を記載

← ⑤ 電話番号を市外局番から記載。

← ⑥ 事業場の名称及びふりがなを記載。

← ⑦ 事業場の郵便番号、所在地を記載。

← ⑧ 事業場の電話番号を記載。

← ⑨ 変更する事業場の認証番号を記載。

← ⑩ 変更する事業場が優良認定を取得している場合、認定番号を記載。

← ⑪ 変更する事業場が指定を取得している場合、指定番号を記載。

← ⑫ 申請の場合、変更年月日は記載しなくてよい。

← 申請する内容に「○」を記載。
※左記は、電子制御装置整備を追加する場合の例。

← ⑬ 申請の場合には申請者からの宣誓が必要となる。
宣誓内容を確認のうえ該当しなければ□チェック欄にレ点チェックする。

2-① 自動車特定整備事業の種類の変更 ⑭

自動車特定整備事業の種類	別	平成 21 年 1 月 12 日	別	平成 21 年 1 月 12 日
普通自動車特定整備事業	○			
小型自動車特定整備事業	○			
軽自動車特定整備事業	○			

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び承認年月日を、変更がないものは○及び承認年月日を記載すること。

2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更 ⑮

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類の変更										
	全て		分解整備					電子制御装置整備※			
	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助		
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎、廃止するものは×、変更がないものは○を記載すること。
※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄に○を記載すること。

2-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキヤンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びユーザーインターフェースに必要機器を入手することができると記載してください。 ⑯

業務の範囲の変更 ⑰	⑱
業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とする原動機を除く ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く カタピラ付大型特殊自動車に限る その他()

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

3 旧事業者の氏名又は名称及び住所 ⑲

旧事業者の氏名又は名称 (ふりがな)
旧事業者の住所

4 旧事業場の名称及び所在地 ⑳

旧事業場の名称 (ふりがな)
旧事業場の所在地

5 工員の構成 ㉑

工員の構成 (工員数)	整備士数					整備士 以外の 工員数
	一級 (二輪車)	二級	三級	車体	電気	
合計 (工員数)	7 人	1 人	2 人	1 人	人	3 人

⑭ 追加するものは◎を、変更がないものは○及び承認年月日を記載。

※左記は、事業の種類を追加がない場合の例。下記は、追加した場合の例。

自動車特定整備事業の種類	別	承認年月日
普通自動車特定整備事業	○	年 月 日

↑ 承認年月日は記載しない。

⑮ すでに取得している装置には「○」を記載し、新たに追加申請する対象自動車の整備及び装置の種類については、「◎」を記載。

⑯ 左記は、電子制御装置整備の運行補助を追加申請する場合の例

⑰ 左記は、小型三輪車の分解整備の全てを廃止する場合の例

申請時において、整備要員・事業場寸法等の他に1つの対象自動車に対して、整備用スキヤンツール・ユーザーインターフェース機器・電子制御装置整備のための情報入手体制が満足できていれば、電子制御装置整備の取得を可能としているが、申請している他の対象自動車の電子制御装置整備を実施する場合には、整備用スキヤンツール・ユーザーインターフェース機器・電子制御装置整備のための情報入手体制の確保について今後を含め可能か確認のうえチェックする。

⑱ 業務の範囲を限定する場合、「○」を記載。

⑲ 事業の譲渡や、会社名が変更になった場合などに記載。

⑳ 事業の譲渡や、移転により所在地が変更になった場合などに記載。

㉑ 工員数と整備士数詳細を記載。

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ) ②①

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	5.5 m	12.5 m	68.75 m ²	4.2 m	平滑舗装
部品整備作業場	5.5 m	12.75 m	70.12 m ²	4.2 m	平滑舗装
車両置場	4.5 m	15.5 m	69.75 m ²	4.2 m	平滑舗装

←②① 分解整備を行う作業場等の規模(寸法等)を記載。

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合) ②②

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	5.5 m	12.75 m	70.12 m ²	4.2 m	平滑舗装
	(5.5) m	(12.75) m	(70.12) m ²		
車両置場	4.5 m	15.5 m	69.75 m ²		

←②② 電子制御装置整備を行う作業場等の規模(寸法等)を記載。

※左記は、電子制御装置点検整備作業場と分解整備の点検作業場を兼用している場合の例

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥行
事業場所在地に有する作業場	m	m
作業場の規模	間口	奥行

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合) ②③

当該作業場の所在地(※1)	離れた作業場又は共同使用の作業場の別		間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
	○ 離れた電子制御装置整備作業場	○ 共同使用の作業場					
当該作業場の所在地(※1)	15 分						
自動車による当該作業場までの所要時間	4.5 m	8.5 m	38.25 m ²	8.5 m	(38.25) m ²	(5.2) m	平滑舗装
	(4.5) m	(8.5) m					
車両置場(※2)	m	m	m ²				
施行規則第3条第8号ハに係る作業場	m	m					
共同使用の作業場の管理者(※3)	株式会社○○○○○ エーミング専門店						
管理責任者の氏名(※3)	3-120000 管理 松子						

←②③ 離れた電子制御装置点検整備作業場及び共同使用の作業場がある場合や、追加する場に「○」を記載。なお、複数の作業場を追加する場合には、当該項目を増やして申請※左記は、共同使用の電子制御装置点検整備作業場を追加した場合の例

← (※1)は、離れた電子制御装置点検整備作業場を有する場合、記載。

← ※左記は、共同使用の電子制御装置点検整備作業場を追加した場合の例

← (※2)は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載

← (※3)は共同使用の場合、記載。

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。
 (注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。
 (注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。
 (注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合は記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合は記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制 ⑭

電子制御装置整備に必要な情報	FAINESにより情報入手
エーミング作業に必要な機器	〇〇〇(メーカー名) 車用ターゲット

←⑭ 電子制御装置整備を追加する場合に、整備に必要な情報の入手先を記載。

← エーミング作業に使用する機器名を記載。

10-① 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕 ⑮

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

※左記は、ディーラー等で自社のターゲットを保有している場合の例
他にも、FAINESからダウンロードできる場合や、ディーラーから借用できるのであれば、その旨記載。

←⑮ 役員変更届を行う場合に記載

辞任した役員及び辞任年月日

役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

10-② 役員の変更に係る事業場 ⑯

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

←⑯ 役員変更届を行う場合であって、複数の事業場の事業者は、全ての事業場を記載

備考	
----	--

1.1 作業機械等 ㉔

名 称	型式・能力 等	数 量	
プレス	ABC-35 ・ 35 t	1	
エア・コンプレッサ	D-24 ・ 5.5 k w	1	
チェーン・ブロック	型式不明 ・ 2.5 t	1	
ジャッキ	EF-1000 ・ 3 t	1	
バイス	型式不明 ・ 150mm	1	
充電器	GHI-J 1 1 ・ 12V、24V	1	
ノギス	KLM ・ 200mm	1	
トルク・レンチ	OPQ750 ・ 60-330Nm	1	
水押器	RST ・ 気泡管水準器	1	
サーキット・テスタ	UV500 ・ 400-40MΩ	1	
比重計	WX40Y ・ 吸込式	1	
コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用)	GS-Z ・ 0-3MPa	1
	(ディーゼル用)	DS-Z ・ 0-7MPa	1
ハンディ・パキユーム・ポンプ	HBP5000 ・ 0-100kpa	1	
エンジン・タコ・テスタ	ETT-R ・ 0-9999rpm	1	
タイミング・ライイト	TL ・ 電池式	1	
シクネス・ゲージ	SG10 ・ 0.02-1.0mm (17枚)	1	
ダイヤル・ゲージ	DG10 ・ 0-10mm	1	
トーイン・ゲージ	TG10 ・ 100-250mm	1	
キャンパス・キャスタ・ゲージ	KKG10 ・ -5° -+5°、-3° -+10°	1	
ターニンング・ラジマス・ゲージ	TRG10 ・ 750kg	1	
タイヤ・ゲージ	TG20 ・ 0-1200kpa	1	
検車装置	KEN3.5 ・ 3.5t、ビット	2	
一酸化炭素測定器	GAS2020 ・ 0-9.9%	1	
炭化水素測定器	GAS2020 ・ 0-9999ppm	1	
整備用スキャンツール	SCAN ・ 整備用 (ver2.00)	1	
ホイール・ブーラ	HPS ・ 小型用 (PCD115-180)	1	
ベアリング・レース・ブーラ	BRR ・ --	1	
グリース・ガン又は シャシ・ブルブリーケータ	型式不明 ・ 80cc	1	
部品洗浄槽	型式不明 ・ 150ℓ	1	

←㉔ 型式・能力等欄は、対象自動車に適したものを記載する。

← 分解整備の原動機及び連結装置を実施しない場合は、記載不要。

← 分解整備の原動機を実施しない場合は、記載不要。

← 電子制御装置整備を実施しない場合は、記載不要。

← 分解整備の原動機を実施しない場合は、記載不要。

← 分解整備の原動機を実施しない場合は、記載不要。

← 分解整備の原動機を実施しない場合は、記載不要。

← 分解整備の原動機を実施しない場合は、記載不要。

← 分解整備の原動機を実施しない場合は、記載不要。

← 分解整備の原動機を実施しない場合は、記載不要。

← 電子制御装置整備を実施しない場合は記載の必要無し。

備考

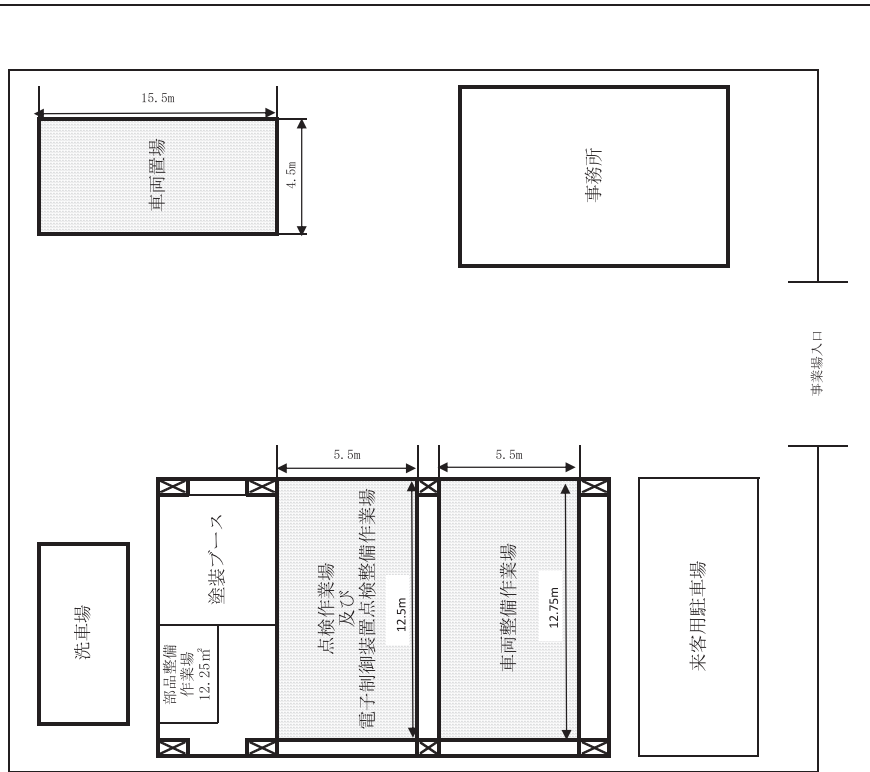
1.2 事業場平面図

事業場の名称 ㊸ 株式会社〇〇〇〇〇 東北工場宮城支店

(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)



㊸



県道〇〇号

縮尺 1 : 〇〇〇〇

←㊸ 事業場の名称を記載。

←㊸ 事業場の敷地内での作業場の配置が分かるよう記載。
電子制御装置点検整備を追加し、所在地以外に電子制御装置点検整備作業場を設ける（所謂、離れ作業場）場合には、所在地の平面図以外に離れ作業場の平面図も作成する。

8. その他資料

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年9月1日
国土交通省東北運輸局

コストも、いのちも、地球環境も。

～9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご使用いただくためには、自動車の使用者が責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、東北運輸局では、関係団体等と協力し、9月（全国統一の強化月間）及び10月（東北運輸局の強化月間）を「自動車点検整備推進運動」強化月間として、点検・整備の必要性や重要性を啓発していきます。

点検・整備の必要性の啓発活動

(1) 自動車の使用者には、自動車の不具合による事故防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、それが使用者に十分理解されておらず、定期点検の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

東北各県で自動車の使用者に対する自動車の点検・整備の必要性を啓発する、自動車点検フェスティバル等の自動車整備関連イベント※1を開催し、参加した10代から30代の若者世代に重点を置き、ポスターやチラシ及びSNS等を活用し広報活動を実施します。

(※1別紙：東北運輸局管内におけるイベント実施計画)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点などから、各種イベントは中止又は規模を縮小して行う場合があります。

(2) 東北管内では大型自動車等の車輪脱落事故が増加傾向であることから、冬用タイヤへの交換が始まる時期を前にして大型車両のドライバー等へ対して、車輪脱落事故防止の点検・整備を呼びかけます。【東北運輸局重点項目】

(3) 適切な点検・整備の実施によるCO₂の削減効果について、チラシの配布やSNS等を活用した広報など様々な機会を捉えて自動車の使用者に対して周知します。



点検整備推進運動ポスター



ホイールナットの点検風景



東北運輸局マスコット
”とうほくろっく”

【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課
石村、阿部

TEL 022-791-7534 FAX 022-299-8872

東北運輸局管内におけるイベント実施計画

県別	月日 時間	実施場所	イベント名	イベントの主な予定
青森	9月4日(日) 10:00~14:30	青森運輸支局構内 所在地: 青森市浜田豊田139-13	「自動車点検ふれあい フェスティバル2022」	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー無料点検サービス ・クルマ相談コーナー ・白バイ隊員との記念撮影 ・J A F子ども免許証
岩手	9月17日(土) ~ 9月18日(日) 9:30~16:00	岩手産業文化センター アピオ 所在地: 滝沢市砂込389-20	「自動車整備フェスタ2022」 ※岩手放送主催への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー相談 ・衝突試験車両の映像上映 ・運転適性診断体験 ・子供免許証、キーホルダー作成等
宮城	9月17日(土) 10:30~14:30	勾当台公園 市民広場 所在地: 仙台市青葉区国分町3丁目7	「宮城バスマつり」 ※宮城県バス協会主催への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ配布 ・小学生以下を対象とした自動車整備体験 ・マイカー相談等
秋田	9月10日(土) 10:30~14:30	道の駅ふたつゝい 屋根付きイベント広場 所在地: 能代市二ツ井町小繁字泉51番地	「マイカー点検フェア」	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・無料日常点検 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示 ・トルクレンチ体験
	10月22日(土) ~ 10月23日(日) 10:00~17:00	秋田市雄和スカイドーム 所在地: 秋田市雄和椿川字駒坂4丁目1	「あきたNEXTモーターフェス2022」 ※あきたNEXTモーターショー実行委員会主催	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示
山形	10月15日(土) ~ 10月16日(日)	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 所在地: 山形市平久保100番地	「マイカー点検フェスティバル2022」 ※「やまがた環境展」への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー相談 ・マイカー無料点検 ・劣化部品展示 ・スタンプラリー ・ペーパークラフト作成 ・こども免許証発行等
福島	10月1日(土) ~ 10月2日(日) 10:00~16:00	ビッグパレットふくしま 所在地: 郡山市南2丁目52	「くるまの点検フェア」 ※福島放送局主催「KFBまつり」への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・子供免許証交付 ・キッズメカニック体験 ・カットエンジン展示 ・自動車部品展示

※実施日や時間・会場等は予告なく変更となる場合があります。

重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが
未実施のお客様へ

令和4年5月より
車検が通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種		令和4年5月より 適用される車種	令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月~	令和2年5月~		
アウディ		A3, A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3, DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ、レガシー		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ、ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー、SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレム、フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46, 3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!, Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット、アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8、アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー、アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350, ビアノ	1車種	



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization



ISUZU



SUBARU



CHEVROLET



DAIHATSU



TOYOTA



LEXUS



NISSAN

BMW



HONDA



MAZDA

MITSUBISHI MOTORS



そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介

国産自動車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対応になっていないか確認できるツールです。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

リコール作業は車検とは別にお受けいただけます 早急にご用命ください

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー（五十音順）	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】 0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
	【ランドローバー】 0120-92-2992	https://www.landover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】	0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
株式会社SUBARU	0120-052-215	https://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】 0800-700-7700	https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
	【LEXUS】 0800-500-5577	https://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	【フォルクスワーゲン】 0120-509-300	https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
	【アウディ】 0120-598-119	https://www.audi.co.jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社	0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jsforward.do?page=searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル

タカタ車検停止措置特設ホームページ

0570-062-115



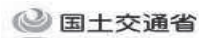
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html

重量税照会サービスについて

登録車はこちら

参考URL

<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■ お知らせ

【重要】	2019/07/18	9月30日（月）メンテナンス作業のお知らせ	お知らせ一覧へ >
	2019/04/01	平成31年度税制改正対応のお知らせ	
【重要】	2019/03/19	3月31日（日）メンテナンス作業のお知らせ	
【重要】	2018/07/27	8月18日（土）メンテナンス作業のお知らせ	
	2018/04/02	次回自動車重量税額照会サービス開始について	

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

[照会画面へ](#)

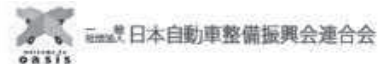
Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

軽自動車はこちら

参考URL

<http://naspajp/>

重量税計算ツール



重量税計算トップメニュー

登録車につきましては、国土交通省が提供する『次回自動車重量税額照会サービス』をご利用ください。

軽自動車の検索はこちらから

令和元年1月更新分まで対応！

3つの方法で重量税を検索

1. 型式／類別番号を入力
2. メーカー／車種から選択
3. 種別／車両重量を選択

経過年数計算機能付き

MEMO